

西尾市子ども・子育て支援計画（案）

西 尾 市

目 次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	4
第2章 西尾市の現状	5
1 少子化の動向	7
2 家庭の状況	10
3 子どもの状況	20
4 主な子育て支援サービスの状況	22
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	33
2 基本的な視点	34
3 基本方針	35
第4章 施策	37
1 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	39
2 地域における乳幼児の子育て支援の推進	42
3 次代を担う子どもがいきいきと育つ環境づくり	47
4 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	53
5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	58
第5章 計画の推進に向けて	63
1 推進体制	65
2 幼児期の教育・保育、地域子ども子育て支援事業計画	65
3 主要事業	88

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景

我が国において少子化が進んでおり、平成 25 年の合計特殊出生率は 1.43 と一時よりやや上昇していますが、人口を維持する 2.07 を大幅に下回っています。少子化の原因は、晩婚化・未婚化と言われていましたが、近年では夫婦の出生力そのものの低下がみられます。

核家族化の進行、女性の社会進出の増大、都市化の進行、地域の人間関係の希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このように人々の意識や家庭・地域・職場の環境が変化する中で保護者が子どもを産み育てることに多くの困難を伴い、子どもが健やかに育つことへの不安が大きい社会であることが、少子化の進展として現れているといえます。

このため、行政、地域、企業など社会全体が協力して、子どもの成長と保護者の子育てを支援することが非常に重要な課題となっています。

○国の取り組み

政府においては、平成 6 年 12 月に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」、平成 11 年 12 月には、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」を策定し、その推進を図ってきました。しかし、少子化の流れは止まらず、平成 15 年 7 月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、これに基づき自治体や事業者は「行動計画」を策定することになりました。

平成 24 年 8 月には子ども・子育て支援法等が制定され、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援の新たな制度（幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度）に移行していくことが求められています。また、同法において、自治体は「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

○愛知県の取り組み

県においては、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画として「あいち子育て・子育て応援プラン」を平成 17 年 3 月に策定し、平成 22 年 3 月に「あいはぐみんプラン」として改定しています。また、「愛知県少子化対策推進条例」を平成 19 年 3 月に制定し、これらに基づいて、総合的な少子化対策を推進しています。

平成 26 年度には、新たな制度に基づいた「愛知県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、少子化対策の一層の推進を図る見込みです。

○西尾市の取り組み

本市においては、平成 17 年 3 月に西尾市次世代育成支援行動計画を策定し、総合的な取り組みを推進しています。平成 22 年 3 月に見直し、平成 23 年には市町村合併に伴い、再度見直しを行っています。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

この計画は、「子ども・子育て支援法」の第 61 条第 1 項の市町村子ども・子育て支援事業計画、並びに「次世代育成支援対策推進法」の第 8 条第 1 項の市町村行動計画にあたり、本市が子ども・子育て支援に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的方向とその具体的施策を示したものです。

また、「第 7 次西尾市総合計画」を上位計画とし、「健康にしお 21 計画」、「西尾市障害者計画」、「西尾市男女共同参画プラン」など市の各部門別計画との整合性を図っています。

(2) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」において 5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が定められており、この計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

(3) 計画の対象

子どもの権利条約、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法等に基づき、この計画が対象とする「子ども」とは、18 歳未満を想定しています。

第2章 西尾市の現状

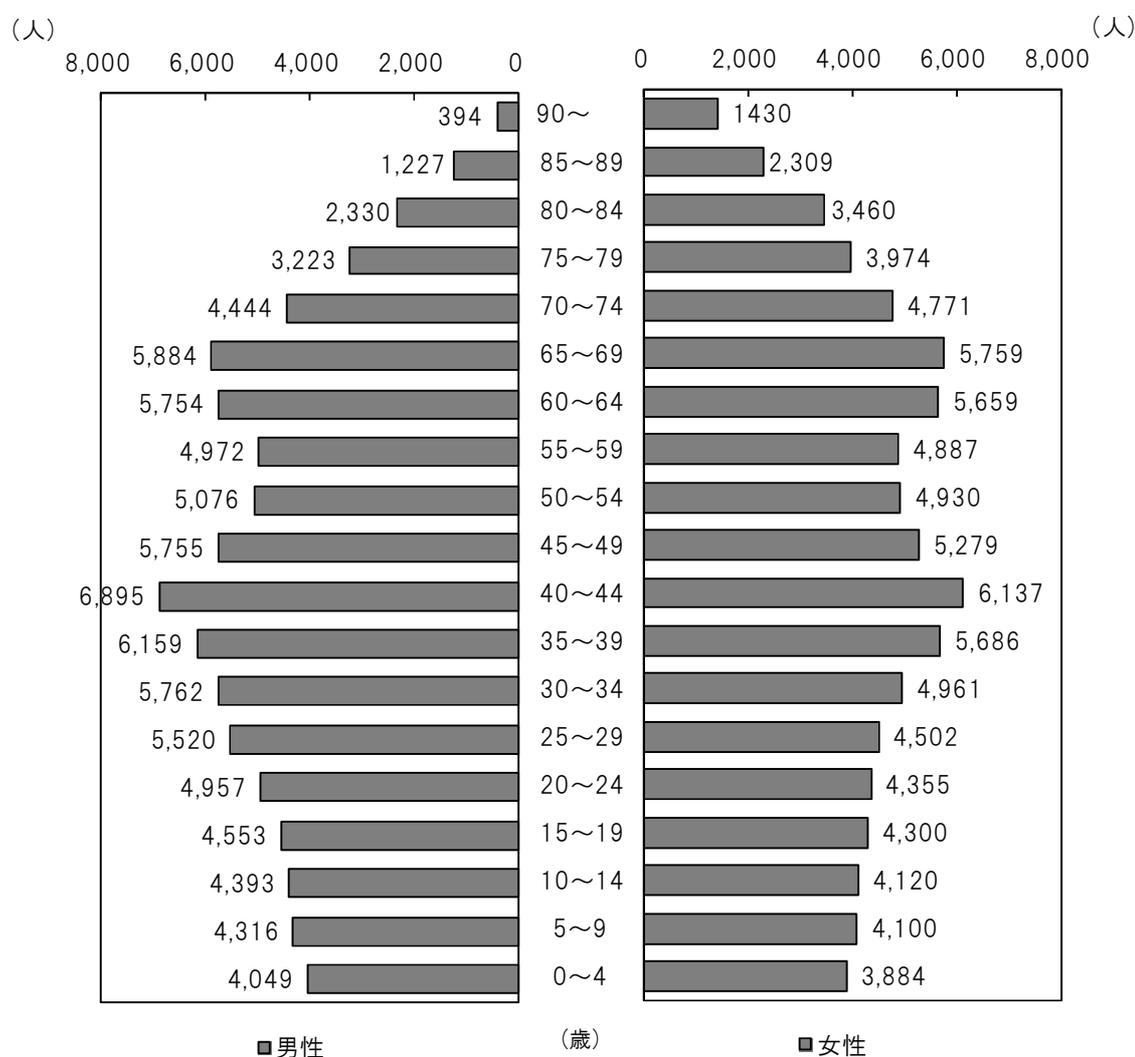
1 少子化の動向

(1) 人口

年齢別の人口は、男女ともに40～44歳が最も多くなっています。

本市の居住期間については、25～29歳と30～34歳で「1年未満」「1年以上5年未満」の合計が5割近くとなっており、就職、結婚、新築等で市外から転入する人が多いことがうかがわれます。

図表 2-1 年齢別の人口



資料：西尾市「住民基本台帳・外国人登録」（平成26年10月1日）

図表 2-2 西尾市の居住期間

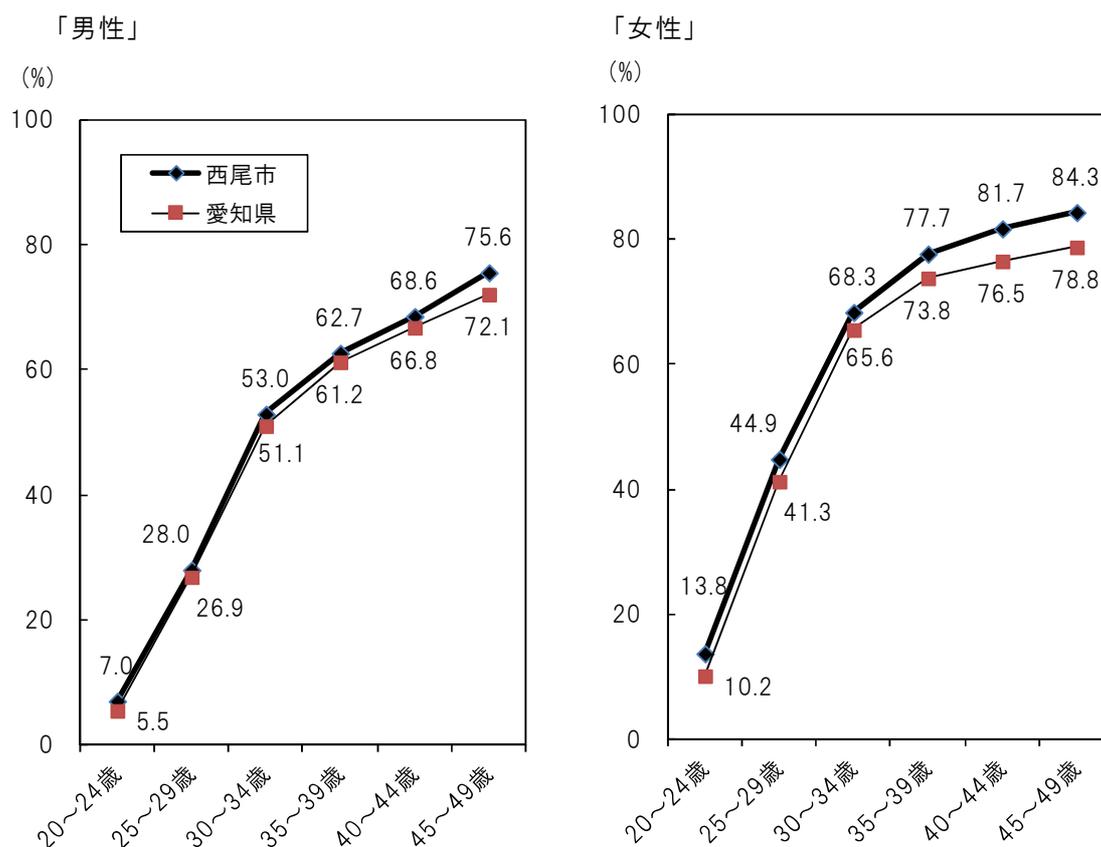
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	無回答
20～24歳	9.8%	19.6%	5.5%	64.0%	1.1%
25～29歳	14.4%	31.4%	7.0%	46.1%	1.2%
30～34歳	12.2%	35.5%	16.2%	35.1%	1.0%
35～39歳	6.8%	25.4%	24.6%	42.5%	0.7%

資料：総務省「国勢調査」（平成22年）

(2) 婚姻

本市の婚姻率をみると、30～34歳で男性は53.0%、女性は68.3%です。愛知県と比べると、各年代の婚姻率はやや高い傾向がみられます。

図表 2-3 婚姻率



資料：総務省「国勢調査」（平成22年）

(3) 出生

合計特殊出生率は、1.51 で現在の人口を維持するための 2.07 を下回っています。愛知県と比較すると、やや高くなっています。

図表 2-4 合計特殊出生率

	西尾市	愛知県
平成 25 年	1.51	1.47

資料：西尾市

(4) 人口推計

保育サービスの必要量を算定するため、コーホート変化率法を用いて、本市の平成 26～35 年の性別・年齢別の 10 月 1 日現在の人口を算出しました。

○推計方法

平成 23～25 年の 10 月 1 日時点の人口データを用いて、コーホート変化率法により、本市の 0～17 歳の人口を推計しました。出生数は、本市の年齢別女性の出生率（平成 23 年）に、年齢別女性の推計人口を乗じて算出しています。

○推計結果

推計結果は次のとおりです。児童数は平成 26 年の 30,137 人から緩やかに減少し、平成 35 年には 28,219 人になる見込みです。

特に 0～5 歳の人口の減少幅が大きく、平成 35 年にかけて約 1,400 人減少する見込みです。これは出生率の高い 20 歳代後半から 30 歳代前半の女性人口が徐々に減少することが原因です。

(人)

	0～5 歳	6～11 歳	12～17 歳	合 計
平成 26 年(実績)	9,655	10,066	10,416	30,137
27	9,471	10,105	10,345	29,921
28	9,385	10,135	10,226	29,746
29	9,197	10,191	10,188	29,576
30	9,014	10,317	10,015	29,346
31	8,843	10,272	10,016	29,131
32	8,683	10,162	10,110	28,955
33	8,538	9,985	10,168	28,691
34	8,392	9,892	10,197	28,481
35	8,267	9,697	10,255	28,219

注：10 月 1 日時点

2 家庭の状況

(1) 子どものいる世帯

本市の核家族世帯の割合は、6歳未満の子どものいる世帯で70.4%、18歳未満の子どものいる世帯で64.8%と、愛知県と比べると低くなっています。

6歳未満の子どものいる世帯の割合は12.7%、18歳未満の子どものいる世帯は30.5%で、愛知県と比べると高くなっています。

図表 2-5 核家族世帯の割合

	西尾市	愛知県
6歳未満	70.4%	85.5%
18歳未満	64.8%	81.4%

図表 2-6 子どものいる世帯の割合

	西尾市	愛知県
6歳未満	12.7%	10.8%
18歳未満	30.5%	25.4%

資料：総務省「国勢調査」（平成22年）

注：一般世帯対象

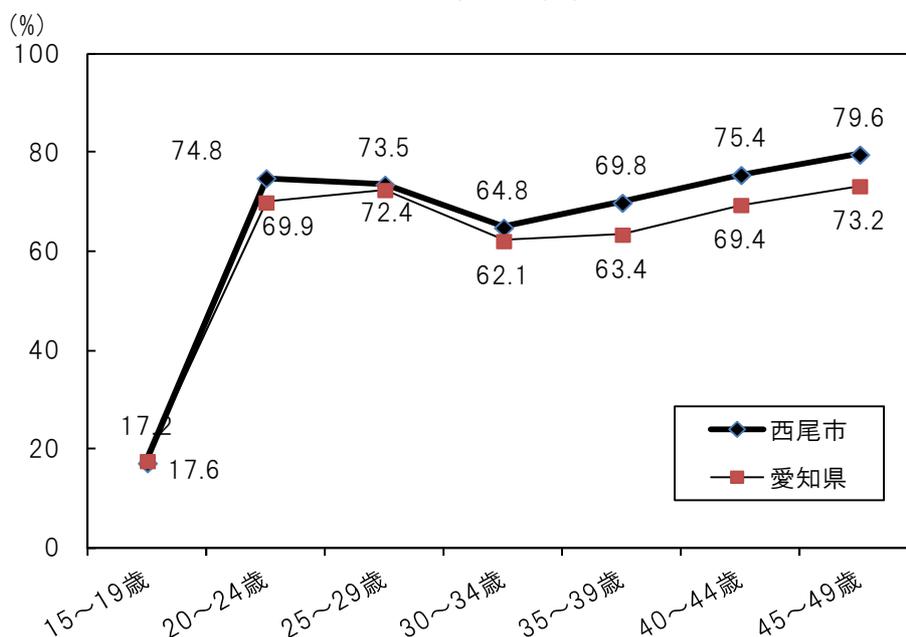
(2) 就労状況

本市の女性の労働力率は、各世代で愛知県より高くなっています。ただし、30～34歳で大幅に低下しており、妊娠・出産・育児で仕事から離れる人が多いことがうかがわれます。

本市の就業者に占める雇用者の割合は76.3%です。男性は「正社員」が64.6%と多く、女性は「パート・アルバイト」が41.3%と多くなっています。

市民が従事する産業をみると、「第2次産業」が43.5%、「第3次産業」が47.9%です。愛知県と比べると、本市は第2次産業の割合が高いことが特徴です。

図表 2-7 女性の労働力率



図表 2-8 就業者に占める雇用者の割合

	男性			女性		
	雇用者計	正社員	パート・アルバイト	雇用者計	正社員	パート・アルバイト
西尾市	76.3%	64.6%	8.9%	78.3%	34.4%	41.3%
愛知県	77.2%	64.5%	10.6%	81.5%	33.9%	43.8%

図表 2-9 市民が従事する産業

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	他・無回答
西尾市	6.2%	43.5%	47.9%	2.4%
愛知県	2.2%	31.4%	60.0%	6.4%

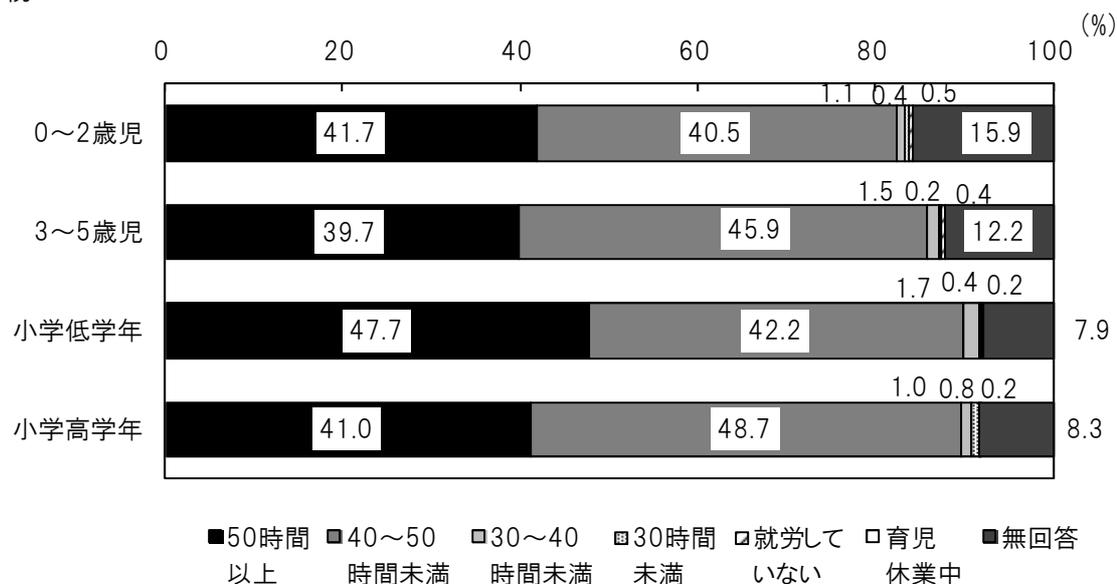
資料：総務省「国勢調査」（平成22年）（図表2-7～2-9）

(3) 保護者の就労状況

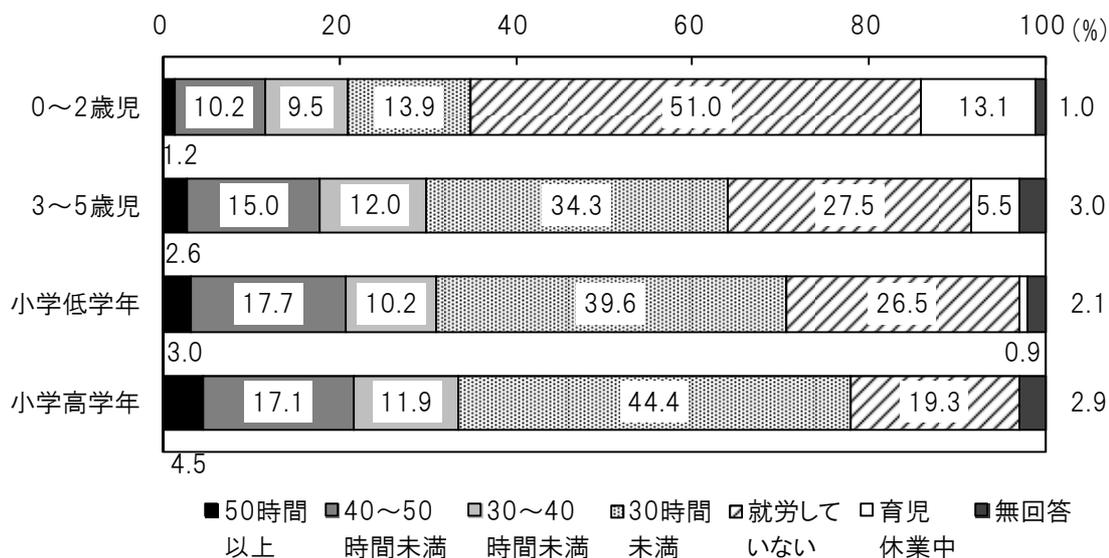
就労者の1週間の平均就労時間をみると、父親は子どもの年齢に関わらず約4割の人が「50時間以上」と回答しています。一方、母親は子どもの年齢が上がるにつれて「現在、就労していない」の割合が低下する傾向がみられます。

図表 2-10 1週間の平均就労時間

○父親



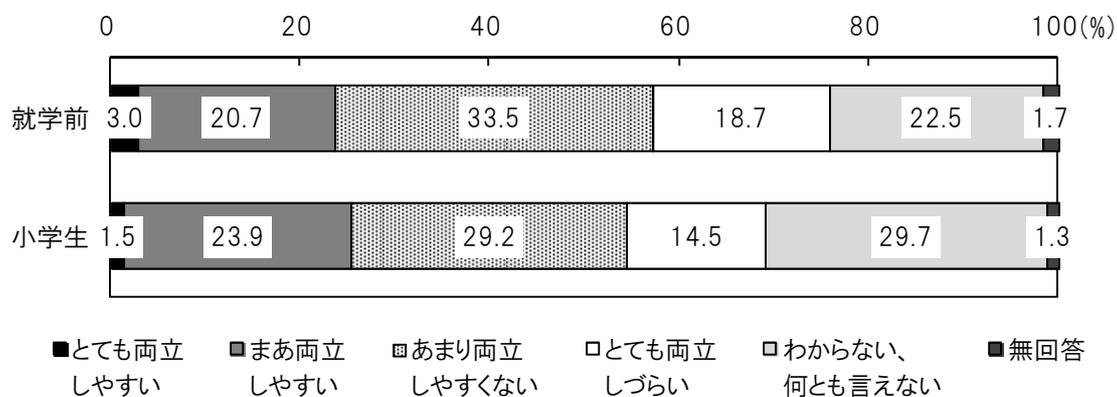
○母親



資料：西尾市「子ども・子育て支援等ニーズ調査」

仕事と家庭の両立環境について、「あまり両立しやしくない」「とても両立しづらい」の回答が多くみられ、「とても両立しやすい」と答える人はわずかです。

図表 2-11 仕事と家庭の両立環境



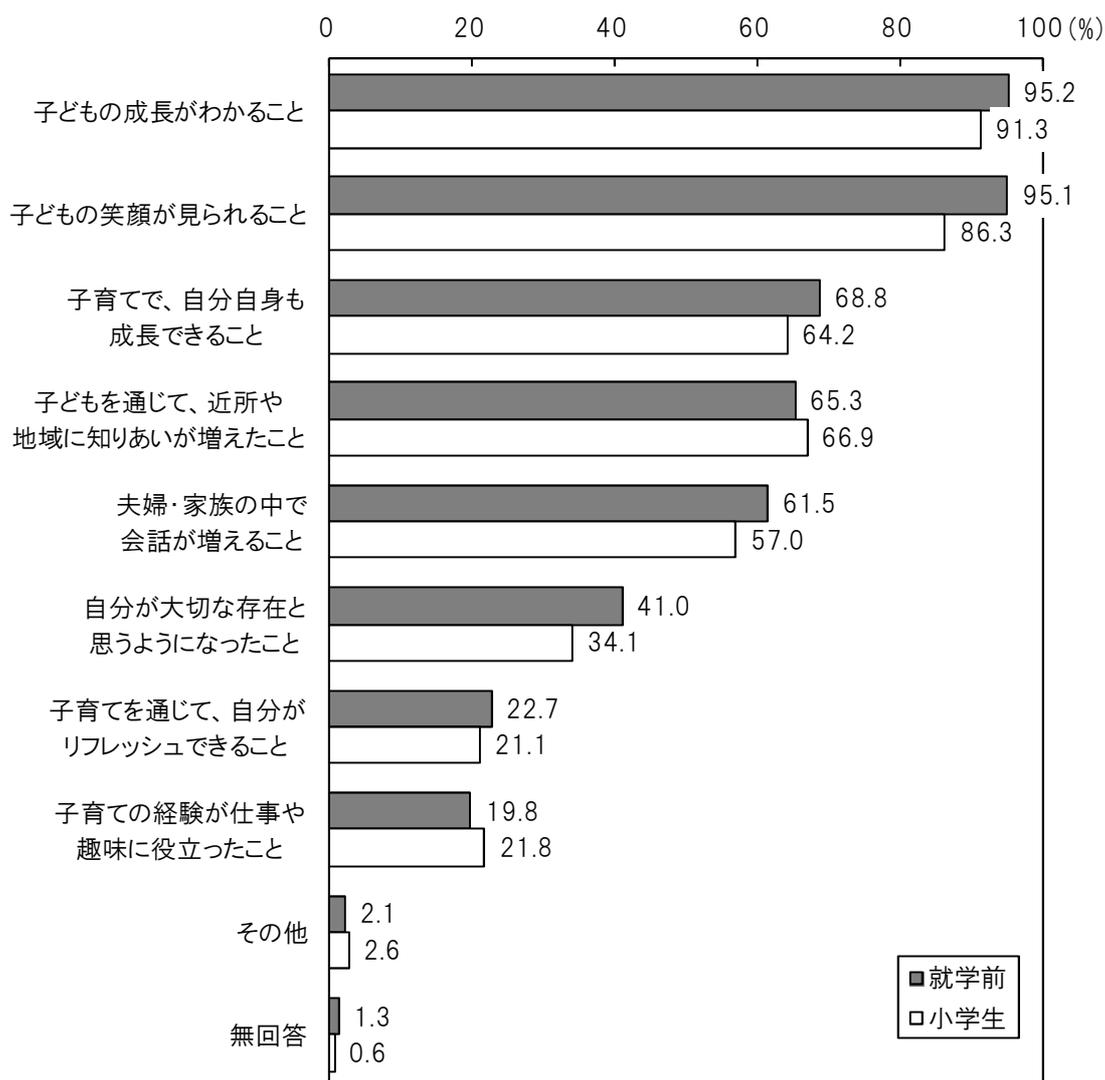
資料：西尾市「子ども・子育て支援等ニーズ調査」

(4) 子育ての楽しさ・不安

ア 子育ての楽しさ

子育てをして良かったこと、楽しいことについては、子どもの成長、子どもの笑顔など子どもに関することの回答率が最も高くなっています。それに加え、自分自身が成長した、近所や地域に知り合いが増えた、夫婦・家族の中で会話が増えた、など保護者自身・家族・地域など様々な広がりがあることが確認できます。

図表 2-12 子育てをして良かったこと、楽しいこと



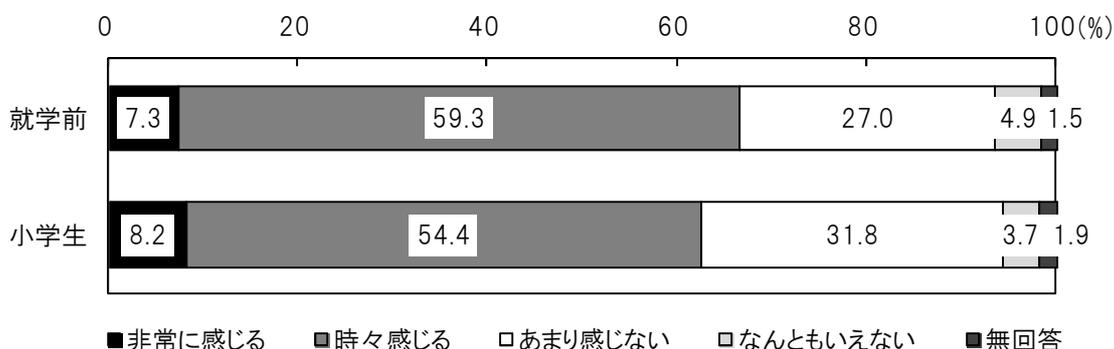
資料：西尾市「子ども・子育て支援等ニーズ調査」

イ 子育ての不安感・負担感

就学前児童、小学生の保護者の6割以上で、子育ての不安感・負担感を感じています。

子どもの育て方で不安なこととして、しつけ、子どもの心、病気や発育・発達、教育があげられています。子育ての負担感・悩みについては、自分の時間がないこと、出費がかさむこと、身体の疲れが大きいことなどへの回答が多くなっています。

図表 2-13 子育ての不安感・負担感



図表 2-14 子どもの育て方で不安なこと

就学前児童の保護者			小学生の保護者		
第1位	しつけ	64.0%	第1位	子どもの心	60.8%
第2位	子どもの心	50.6%	第2位	教育	56.8%
第3位	病気や発育・発達	48.3%	第3位	しつけ	48.6%

図表 2-15 子育ての負担感・悩み（そう思うの回答率）

就学前児童の保護者	第1位	自分ひとりの時間がない	25.9%
	第2位	出費がかさむ	19.6%
	第3位	身体の疲れが大きい	18.2%
小学生の保護者	第1位	出費がかさむ	30.5%
	第2位	自分ひとりの時間がない	13.6%
	第3位	身体の疲れが大きい	13.0%

資料：西尾市「子ども・子育て支援等ニーズ調査」（図表 2-13～2-15）

ウ 子育て環境で良くなっていること

良くなっている子育て環境として、子どもの医療費の助成が充実したこと、エレベーター・おむつ替えや子ども用のスペース等が充実し外出しやすくなったこと、様々な子育て支援サービスが増えた・利用しやすくなったこと、地域での見守りなどがあげられています。

図表 2-16 子育て環境で良くなっていること

就学前児童の保護者	第1位	子どもの医療費の助成が充実した	38.7%
	第2位	エレベーター・おむつ替えや子ども用のスペース等が充実し 外出しやすくなった	33.5%
	第3位	一時預かり、子育て中の人集う場、親子向けのイベントなど、 様々な子育て支援サービスが増えた・利用しやすくなった	12.3%
小学生の保護者	第1位	子どもの医療費の助成が充実した	42.0%
	第2位	子どもを見守る活動(登下校時、声かけ)が地域で増えた	24.2%
	第3位	エレベーター・おむつ替えや子ども用のスペース等が充実し 外出しやすくなった	19.8%

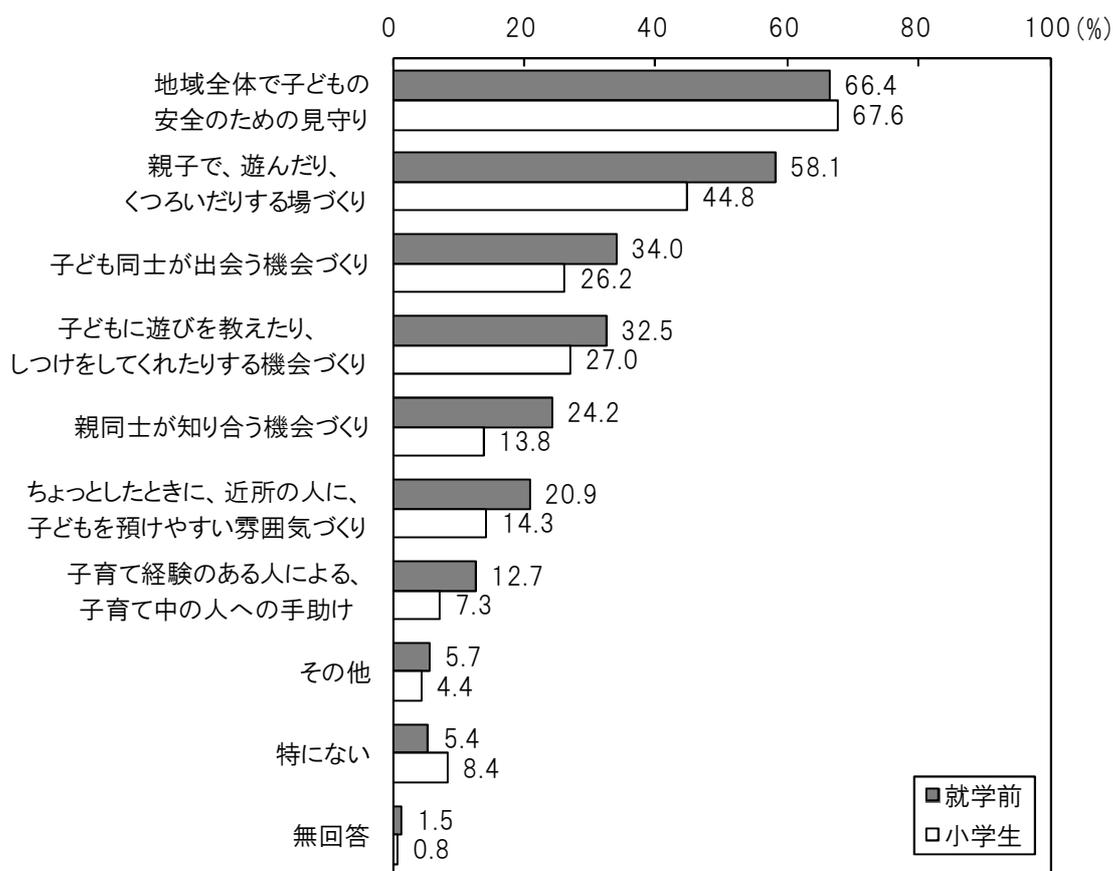
資料：西尾市「子ども・子育て支援等ニーズ調査」

(5) 子育て支援への要望

ア 地域が取り組むこと

就学前・小学生ともに、地域全体で子どもの安全の見守り、親子で共に遊ぶ場の提供について多くの人々が地域に求めています。また、子ども同士が出会う機会、子どもに遊びを教えってもらう機会、親同士が知り合う機会など、様々な機会づくりも期待されています。

図表 2-17 地域が取り組むこと



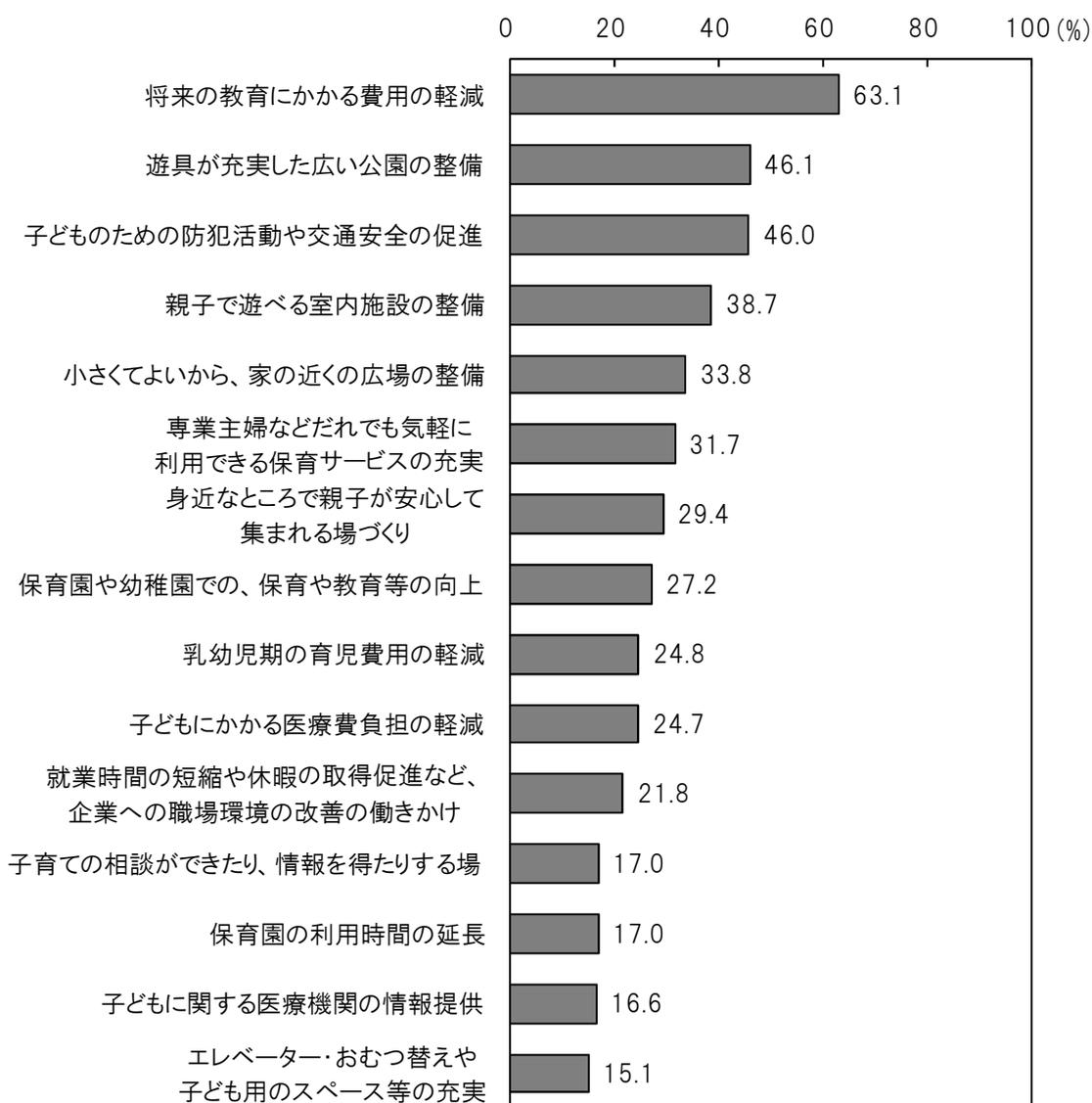
資料：西尾市「子ども・子育て支援等ニーズ調査」

イ 行政が取り組むこと

行政が取り組むこととして、就学前・小学生ともに、教育にかかる費用の軽減、防犯活動や交通安全の推進を求める人が多くなっています。また、就学前では、公園・広場や室内の遊び場の整備、だれでも気軽に利用できる保育サービスなど、小学生では、学校での心の教育・社会性を身につける指導・学力指導などに取り組むことが求められています。

図表 2-18 行政が取り組むこと

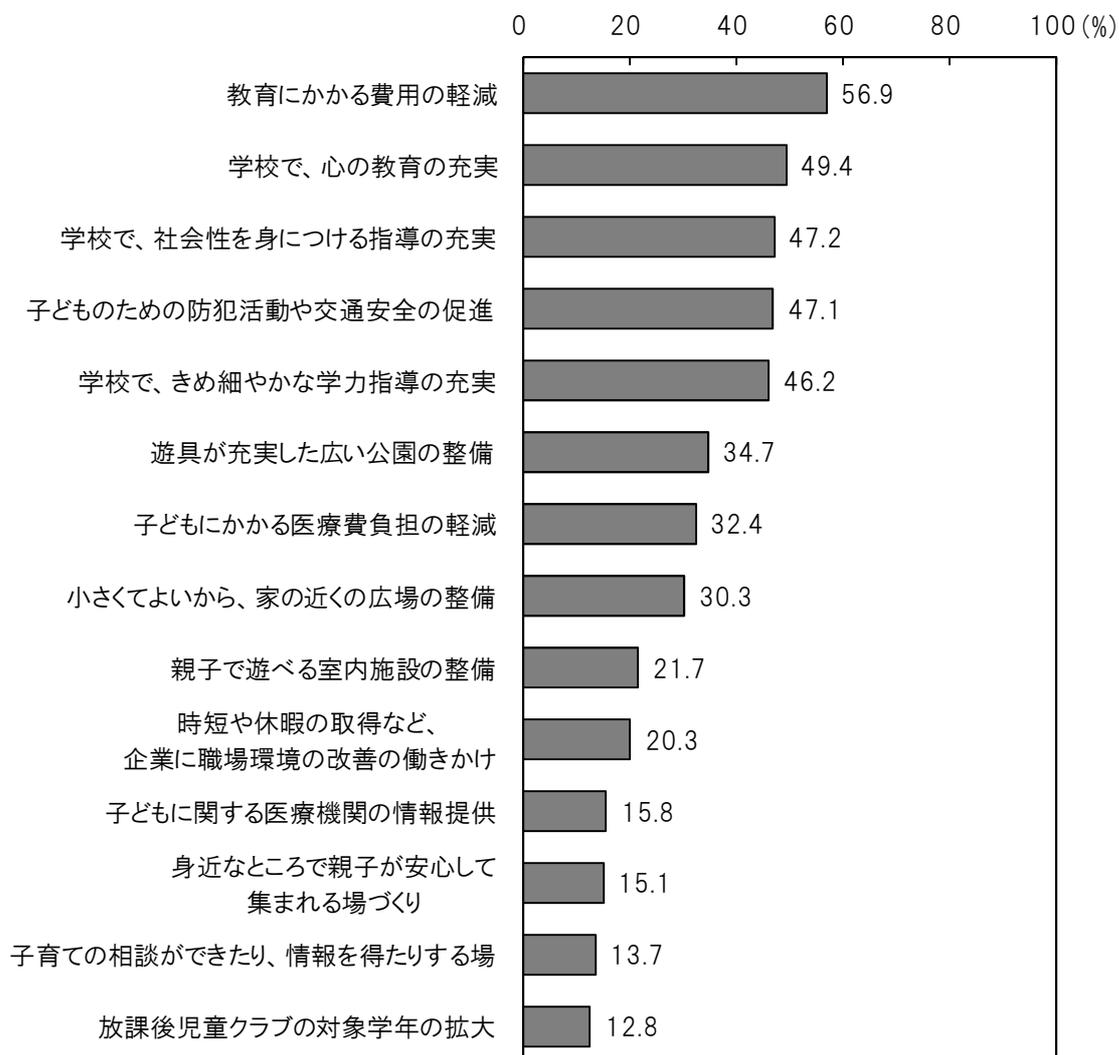
【就学前】



資料：西尾市「子ども・子育て支援等ニーズ調査」

注：10%以上の回答のあった項目を掲載

【小学生】



資料：西尾市「子ども・子育て支援等ニーズ調査」

注：10%以上の回答のあった項目を掲載

3 子どもの状況

(1) 保育園、幼稚園、小中学校の子どもの数

平成 26 年度において、5 歳では保育園の通園者が 1,261 人、幼稚園の通園者が 388 人で、本市では定員の関係もありますが保育園通園者が多い傾向にあります。なお、保育園通園者は、0～2 歳児で増加してきています。

小学校児童数、中学校生徒数ともに、ほぼ横ばいから微減で推移しています。

図表 2-19 年齢別就園者数

○保育園 (人)

(年度)	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成 23	4,347	51	223	329	1,262	1,242	1,240
24	4,484	49	298	363	1,206	1,297	1,271
25	4,618	55	276	423	1,296	1,251	1,317
26	4,629	44	311	396	1,293	1,324	1,261

○幼稚園 (人)

(年度)	合計	3歳	4歳	5歳
平成 23	1,096	376	385	335
24	1,136	376	375	385
25	1,132	345	379	408
26	1,103	365	350	388

注：保育園は4月1日、幼稚園は5月1日現在

図表 2-20 小学校児童数、中学校生徒数

(人)

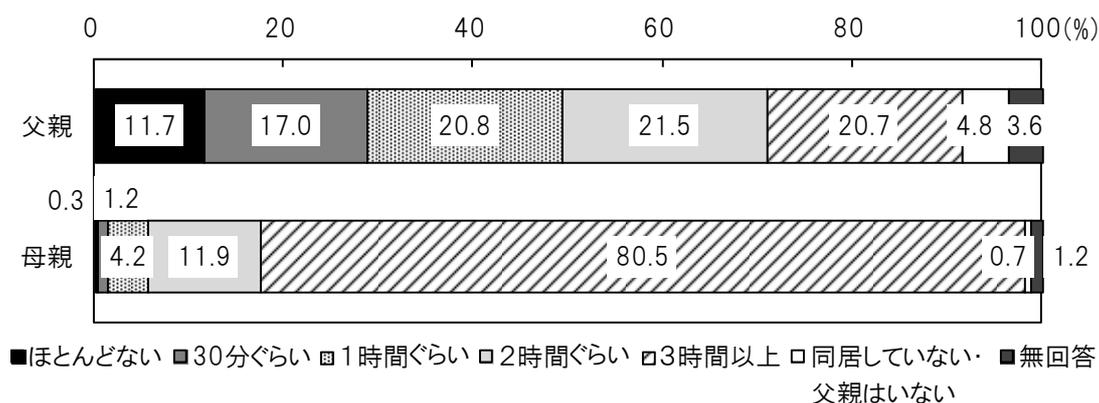
	平成 23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	10,029	9,875	9,852	9,876
中学校	5,146	5,158	5,061	5,083

注：5月1日現在

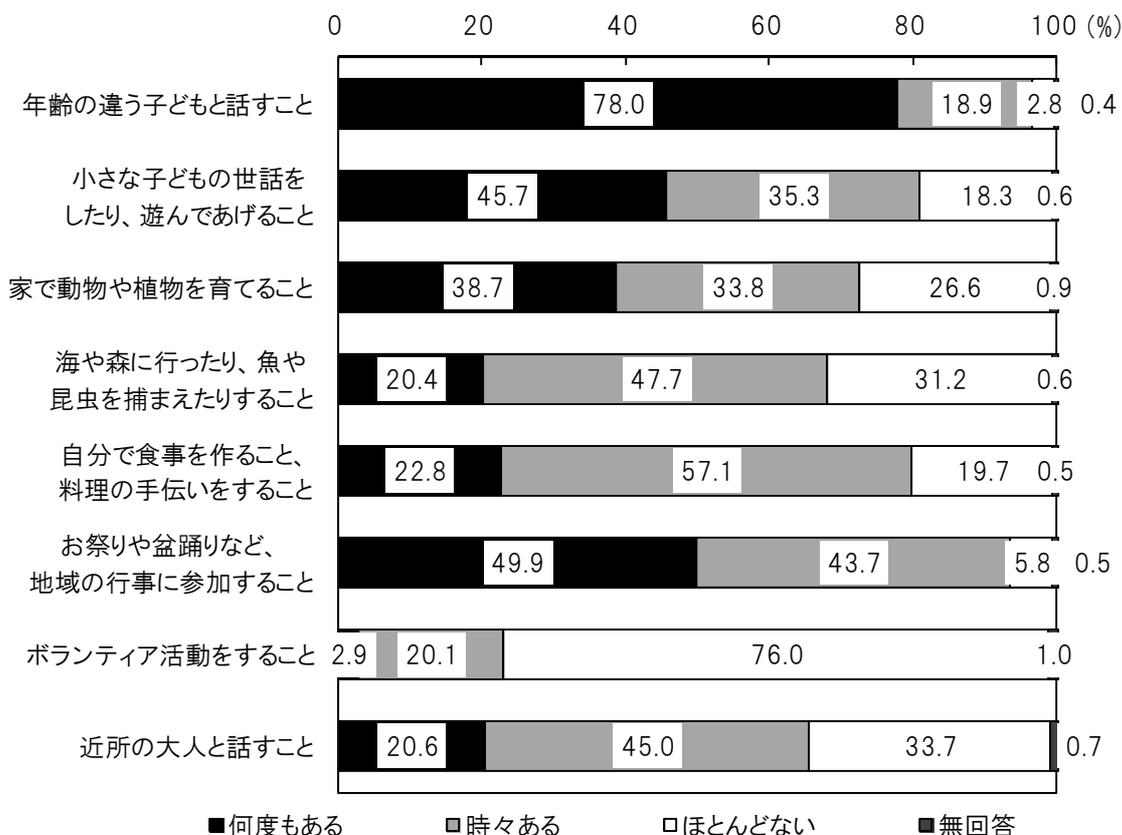
子どもと親と一緒にいる時間について、母親は「3時間以上」の割合が約8割と
なっていますが、父親は「ほとんどない」から「3時間以上」まで様々です。

子どもが様々な体験をする機会について、小さな子どもとのふれあい、海や森な
どの自然体験、近所の大人と話すことなど、子どもによってかなり違うことがわか
がわれます。

図表 2-21 子どもと親と一緒にいる時間



図表 2-22 子どもが様々な体験をする機会



資料：西尾市「次世代育成支援に関するアンケート調査」（図表 2-28～2-29）

注：小学生児童対象

4 主な子育て支援サービスの状況

(1) 保育サービス等

市内に保育園は36か所、幼稚園は6か所で、平成23年度以降は変化がありません。

就園者数については、保育園が増加傾向にあり、幼稚園はほぼ横ばいで推移しています。

図表 2-23 保育園と幼稚園の状況

○設置数 (人)

(年度)	保育園			幼稚園		
	合計	公立	私立	合計	公立	私立
平成 23	36	26	10	6	3	3
24	36	26	10	6	3	3
25	36	26	10	6	3	3
26	36	26	10	6	3	3

○就園者数 (人)

(年度)	保育園			幼稚園		
	合計	公立	私立	合計	公立	私立
平成 23	4,347	3,041	1,306	1,096	634	462
24	4,484	3,093	1,391	1,136	657	479
25	4,618	3,148	1,470	1,132	658	474
26	4,629	3,162	1,467	1,103	645	458

注 : 保育園は4月1日、幼稚園は5月1日現在

保育園の入所待機児童数は、基本的に0人で推移しています。

保育園の保育時間について、36園中32園が延長保育を実施しており、2園では午後7時30分まで開園しています。

一時保育については、利用実児童数、延べ利用児童数は、平成23年度から24年度にかけて増加していますが、平成25年度はやや減少しています。

図表 2-24 保育園入所待機児童数

(人)

	平成 23年度	24年度	25年度	26年度
4月1日	0	0	0	0
10月1日	0	0	0	0

図表 2-25 延長保育

(人)

	平成 23年度	24年度	25年度	26年度
利用実児童数	1,721	1,881	2,060	

図表 2-26 一時保育

	平成 23年度	24年度	25年度	26年度
利用実児童数	(人) 185	212	203	
延べ利用児童数	(人日) 12,493	14,607	13,817	

事業所内保育施設等は12か所で入所児童数は159人です。

家庭児童相談室への相談件数は心身障害など175件（平成25年度）で、母子相談室は生活援護など691件です。

障害児保育について、平成26年度は28人で対象児童数は減少傾向にありますが、同等の支援が必要な児童は増加傾向にあります。

白ばら園は、知的障害のある児童（自閉的傾向を含む）及び重度障害のある概ね3～5歳までの幼児を対象としています。園児数は増加傾向で推移しています。

図表 2-27 事業所内保育施設等

施設数	入所児童数	種類
12	159人	事業内保育施設10か所、その他2か所

注：平成26年4月1日現在

図表 2-28 家庭児童相談室等の相談件数

(件)

(年度)	家庭児童相談室	母子相談室
平成23	142	551
24	151	675
25	175	691

図表 2-29 障害児保育

	平成 23年度	24年度	25年度	26年度
実施保育園数	(か所) 24	19	21	17
対象児童数	(人) 53	40	38	28

注：4月1日現在

図表 2-30 白ばら園

(人)

	平成 23年度	24年度	25年度	26年度
園児数	33	37	45	49

注：4月1日現在

地域子育て支援センターは、平成26年度時点では子育て支援センターが11か所、サブセンターが2か所、ひろばが4か所となっています。

子育て支援センターの利用者数（平成25年度）は、育児相談面接で1,305人、親子ふれあい広場で2,191人、施設開放で28,307人の利用があり、この他、育児相談電話、育児講座を実施しています。

サブセンターの利用者数（平成25年度）は、親子ふれあい広場が620人、施設開放が3,867人、ひろばの利用者数（平成25年度）は、親子ふれあい広場が1,547人、施設開放が20,433人です。

図表 2-31 地域子育て支援センター

○ 設置数 (か所)

	平成 23年度	24年度	25年度	26年度
子育て支援センター	11	11	11	11
サブセンター	3	3	2	2
ひろば	3	3	4	4

○ 子育て支援センターの事業・利用者

	育児相談 電話	育児相談 面接	親子ふれあい 広場	施設開放	育児講座
平成25年度	42人	1,305人	2,191人	28,307人	24回

○ サブセンターの事業・利用者 (人)

	親子ふれあい 広場	施設開放
平成25年度	620	3,867

○ ひろばの事業・利用者 (人)

	親子ふれあい 広場	施設開放
平成25年度	1,547	20,433

(2) 児童健全育成

児童クラブについて、佐久島小学校区を除くすべての小学校区で、合計 26 か所を開設しています。

児童館は 4 館で、その他 1 か所のこどもひろばがあります。利用者数は 5 か所計で延べ 9.6 万人以上にのぼります。

児童遊園、ちびっこ広場、街区公園を合計すると、平成 25 年度時点で公園等は 148 か所となります。

図表 2-3 2 児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
施設数	(か所) 25	26	26	26
利用児童	(人) 612	684	708	700

注 : 4 月 30 日現在

図表 2-3 3 児童館等の利用者数

(人)

	中央 児童館	一色 児童センター	吉良児童館	幡豆児童館	寺津 こどもひろば
平成 25 年度	27,264	36,983	12,890	12,595	6,800

図表 2-3 4 児童遊園・公園等

(か所)

	児童遊園	ちびっこ広場	都市公園の 街区公園
平成 25 年度	51	64	33

(3) 各種手当

児童手当は、平成25年4月1日現在で14,340人が受給しています。また、母子家庭等を対象とした児童扶養手当・遺児手当、障害児を対象とした特別児童扶養手当が支給されています。

子ども医療費の支給についても、平成16年以降、4回にわたり対象年齢を拡大し、現在では入院・通院ともに中学生以下が受給できます。

図表 2-35 各種手当の受給者数

(人)

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当	市遺児手当
平成25年度	14,340	1,134	285	1,064

図表 2-36 子ども医療費

	対象
平成16年7月	就学前の乳幼児に拡大(従来は5歳未満児)
18年4月	小学1年生に拡大
20年4月	通院:小学6年生に拡大、入院:中学3年生に拡大
21年4月	通院:中学3年生に拡大

(4) 母子保健事業

平成 25 年の出生数 1,000 人あたりの乳児死亡率は 1.4 人、新生児死亡率は 0 人と低位で推移しています。

各種健康診査の受診率は総じて 9 割を超えています。乳児健康診査の 1 回目・2 回目、2 歳 6 か月歯科健康診査の受診率はやや低くなっています。

図表 2-37 乳児死亡率・新生児死亡率

(人)

	乳児死亡率	新生児死亡率
平成 25 年	1.4	0

注：出生数 1,000 人に対する死亡数

図表 2-38 健康診査等の受診状況

○ 妊婦・乳児健康診査の受診率 (％)

	妊婦1回目	妊婦2回目	乳児1回目	乳児2回目
平成 25 年度	97.2	94.2	69.7	62.7

注：妊婦受診率＝対象年度の受診数÷対象年度の母子健康手帳交付数

乳児受診率＝対象年度の受診数÷対象年度の出生数

○ 健康診査の受診率 (％)

	4か月児	1歳6か月児	3歳児
平成 25 年度	99.1	96.4	96.7

○ 歯科健康診査の受診率 (％)

	1歳6か月	2歳	2歳6か月	3歳
平成 25 年度	96.4	88.7	82.5	96.7

出産前後の育児不安の軽減のため、また、乳幼児の健康診査の未受診者、健康診査受診者で育児支援の必要な人、医療機関等からの依頼などにより「家庭訪問」を実施しています。このような訪問指導は増加してきており、平成25年度は計669人となっています。

相談事業としては、育児相談、おめでとう相談、心理相談などがあり、平成25年度は延べ2,063件を実施しています。

図表 2-39 保健指導等

○ 訪問指導（平成25年度） (人)

	妊産婦 家庭訪問	乳幼児 家庭訪問	医療機関等から の依頼家庭訪問
指導人数	224	401	44

注：訪問指導人数は延べ

○ 相談事業（平成25年度） (件)

	育児相談	おめでとう相談	心理相談
相談件数	876	807	380
相談内容	育児相談、栄養 相談、歯科相談	哺乳相談、育児 相談	発達に関する 相談
スタッフ	保健師 栄養士 歯科衛生士	保健師 助産師	臨床心理士

(5) 地域活動等

主に放課後の子どもを対象として、サタデープラン、寺子屋を開催しています。
また、各地域に子ども会があり、会員児童数は9,446人にのびります。
各保育園・幼稚園・小学校では、交通安全教室を開催しています。

図表 2-40 地域で児童・生徒が参加する活動

	サタデープラン	寺子屋	乳幼児 ふれあい体験	子ども会
平成 25 年度	68 件	10 件	329 人	312 団体

図表 2-41 交通安全教室（平成 25 年度）

	対 象	回数	延べ参加者数	内 容
幼児交通 安全教室	4・5 歳児（保育 園、幼稚園）	18 回	1,800 人	実地指導、講話
小学校交通 安全教室	小学生	14 回	3,426 人	実地指導、講話

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

にっこり しあわせ おとなも子どももいっしょに育つまち にしお

明日を担う子どもたちの笑顔があふれるまちは、おとなも含めてすべての人が幸せなまちです。そのため、子ども自らが豊かな心を育み、いきいきと成長していくとともに、子育てを通じて保護者自身も育っていくまちをつくりまします。そして、子育ての楽しさや大変さを、保護者だけでなく、地域・学校・行政・企業など、みんなでわかち合い、そのことがそれぞれの成長や結びつきを深めていくまち、「にっこり しあわせ おとなも子どももいっしょに育つまち にしお」を目指します。

2 基本的な視点

(1) 子どもの視点の尊重

この行動計画の主役は子どもです。「子どもの権利条約」に示されているように、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をふまえて、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮しています。

(2) 次代の親づくり

子どもは未来の社会を担い、次代の親となります。結婚してから、もしくは妊娠してから子育てを考えるのではなく、子どもの成長の過程において、様々な生活・社会・自然体験を得ながら人生や子育てについて学んだり考えたりする機会を充実します。そして、子どもが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるようになることを支援します。

(3) すべての子どもと家庭への支援

核家族化の進展により世代間の育児知識の継承が困難になるとともに、地域における子育ての助け合い機能が低下しており、子育ての不安感や負担感は様々な人に広がっています。このため、次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援や要保護児童の支援だけではなく、広くすべての子どもと家庭への支援という観点を持ちます。

(4) 子どもと家族の成長過程（ライフステージ）に応じた支援

子育ては、子どもが育つだけでなく、親も家族も成長していくものです。妊娠・乳幼児期、学齢期、青少年期など、子どもと家族のライフステージに沿って、健康、生活、遊び、しつけ、教育、居住環境等について、切れ目のない、きめ細かな支援を図ります。

(5) 社会全体による支援

「子どもは社会の宝」と言われてきたように、子どもは家庭だけでなく、地域社会・学校等で、大人や友だちなど様々な人と関わりを持って育っています。家庭、地域住民、行政、学校、企業など、あらゆる社会の構成メンバーが協力して、子育て支援に取り組みます。特に、仕事と家庭の両立を図る環境づくりに留意します。また、行政内でも、児童福祉、母子保健、教育、労働、生活環境等の関連部門が連携を図り、地域資源の有効活用、施策の充実を図ります。

3 基本方針

(1) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

父母など保護者は子育てについての第一義的責任があり、家庭は教育の原点ですが、だれも最初から親ではありません。親としての自覚を持ち、子どもとともに親も育っていくことが大切です。

本市では、すべての子どもが健やかに生まれ、一人ひとりの妊娠・出産・子育てがその人らしく喜びに満ちたものとなる環境をつくるために、母子保健事業、小児医療の充実等を図り、妊娠期・出産期から乳幼児期を通じて、母子の健康の確保、育児不安の軽減、男性も含めた保護者の学習と成長を支援します。

(2) 地域における乳幼児の子育て支援の推進

家庭や地域の子育て環境が変化する中、保護者の子育てに伴う不安感や負担感、また、孤立感がみられ、共働き家庭の増加と相まって、教育・保育や子育て支援へのニーズは多様化しています。

乳幼児の保護者が、身近な地域で子育て支援を利用でき、質の高い幼児期の教育・保育を受けることができるように、低年齢児保育や相談体制など多様な保育の一層の充実を図るとともに、保育士の研修など教育・保育の質の向上に取り組みます。また、育児サークルの支援、ファミリー・サポート・センターの運営など、市民による助け合い活動や支援活動の促進に取り組みます。

(3) 次代を担う子どもがいきいきと育つ環境づくり

子どもが心豊かに成長し、社会の中で自立を実現していくことは、だれもが願うことです。

「家庭でしつけ、学校で教え、地域で育てる」という役割分担のもと、保護者・学校・地域が連携しながら地域全体で子どもの成長に取り組みます。特に、子どもは次代の親であるとの認識を持ち、乳幼児とのふれあいや、生活・社会・文化・自然等を体験する機会づくりに取り組みます。また、児童クラブの利用年齢の拡大に取り組み、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成の充実を図ります。

(4) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

子どもの個性や家庭環境は様々ですが、すべての子どもがその子らしく、また、保護者が子どもの状況にあった適切な子育てができることが必要です。

このため、児童虐待、ひとり親家庭、障がいのある子どもを持つ家庭、外国にルーツを持つ子育て家庭など、きめ細やかな対応を必要とする子どもとその保護者に、様々な機関や市民と連携しながら、支援に取り組みます。

(5) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもの健やかな成長を実現するためには、それを支える「まちづくり」が必要です。

本市では、安全・安心なまちづくり、子どもの遊び場の充実、良好な生活環境の整備、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなど、子どもと子育て家庭にやさしいまちを目指し、総合的な取り組みを進めます。

第4章 施策

1 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

(1) 乳幼児や母親の健康の確保

保護者が初めて子どもを持つときは、わからないことばかりで、多くの不安を抱えがちです。

妊娠期・出産期・乳幼児期を通じた母子の健康は、その後の子どもの育ちや子育ての基礎となり非常に重要です。このため、こんにちは赤ちゃん訪問、保健センターにおける家庭訪問、健康診査・相談、健康教育事業等を実施し、その参加を働きかけ、すべての乳幼児と母親に向けて、健康の確保、育児不安の軽減、正確な情報の提供を図ります。特に、幼児のむし歯予防、養育が困難な家庭の支援の充実を図ります。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦健康診査 妊産婦の健康管理を図るために、医療機関で健康診査を受ける機会を提供します。	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 妊婦歯科健康診査 妊婦と胎児の健康づくりを図るために、妊婦の歯科健康診査を受ける機会を提供します。	健康課	充実
<ul style="list-style-type: none"> こんにちは赤ちゃん訪問、妊産婦家庭訪問、乳幼児家庭訪問 全家庭を対象として、生後2～3か月になる頃「赤ちゃん訪問員」が訪問し、子育て支援情報の紹介、健診や予防接種の案内、育児相談を行います。生後4か月までの子どもを持つ家庭に、助産師・保健師が訪問し、母乳相談や育児相談を行います。ハイリスク妊産婦・乳幼児については保健師が訪問し、支援を行います。	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康診査 1か月児健診、6～10か月児健診として、医療機関で健康診査を受ける機会を提供します。	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 健康診査 4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を保健センターで実施します。	健康課	継続

<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科健診、フッ化物洗口 <p>1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健診などで、歯と口の健康づくりを図ります。また、保育園等でフッ化物洗口に取り組みます。</p>	健康課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康教育事業 <p>マタニティクラス、子どもの保護者向けに親子教室などの各種講座・教室を開催します。</p>	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康・育児相談 <p>おめでとう相談、1歳児育児相談、育児相談など、子どもの発育に合わせて様々な相談の機会を設けます。</p>	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 父親の育児支援 <p>パパママ教室、お父さんの育児サロンなど、男性の育児のかかわりを促進します。</p>	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活に関する啓発の推進 <p>マタニティクラス、離乳食教室、親子料理教室など講習会の開催、保健師・栄養士等による食に関する相談を通じて、乳幼児の健やかな成長を図ります。特に離乳食から普通食への移行の支援に取り組みます。また、給食などの食物アレルギー対応に取り組みます。</p>	健康課 子ども課 学校教育課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ マタニティマーク等の周知 <p>マタニティマークの配布や一般住民への周知を図ることで、妊婦やベビーカーに対する一般住民の理解を高めます。</p>	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児支援家庭訪問事業 <p>出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対し育児や家事の援助等を行い、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。</p>	家庭児童 支援課 健康課	充実

(2) 小児医療の充実

乳幼児期は病気にかかりやすく、また、子ども本人がその意思表示を十分にできないため、病気に関する保護者の不安は大きなものがあります。本市では中学3年生までの子どもの医療費を無料としており、夜間・休日の医療を実施するなど、その不安の軽減や小児医療の充実に取り組んでいます。

診断や治療が必要な子どもが必要なときに十分な医療を受けることができる環境をつくるため、夜間・休日、救急医療などの適切な利用方法の啓発や、保護者が子どもの病気等の知識とその処置について学習する機会を充実します。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の上手なかかり方の啓発 小児の心身の状況をよく知っているかかりつけ医を持つことや診療時間内での受診の重要性など、医療機関の上手なかかり方の啓発を行います。 	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 救急医療体制の確保 入院や緊急手術が必要な場合の二次救急病院については、衣浦西尾地域病院群輪番制により、傷病の初期や急性期症状を担う一次救急医療機関については、在宅当番医制や休日診療所において、休日等の救急医療を確保します。 	健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の病気、事故等の予防啓発 母子健康教育の中で乳幼児の体調の変化、病気、その他の事故への対応策や予防策について、保護者に対して啓発を行います。 	健康課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費支給事業 中学3年生までの子どもの保険診療による医療費の自己負担分を支給します。 	保険年金課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 不妊治療費の助成 一般不妊治療に要する費用について、自己負担額の一部を助成します。 	健康課	継続

2 地域における乳幼児の子育て支援の推進

(1) 地域における子育て支援の充実

核家族化や地域社会との関係の希薄化などを背景に、子育ての方法がわからない、子育てに様々な不安がある、また、子育て仲間がないという悩みを持つ保護者が増えています。

乳幼児期に良好な親子関係を確立することが重要であり、相談、仲間づくり、リフレッシュ、親子の遊びを支援するなど、地域における子育て支援の充実を図ります。

特に、保育園・幼稚園は、身近な地域にあり、育児ノウハウを持つ保育士・幼稚園教諭等の専門職が勤務しています。このため、保育園・幼稚園を地域の子育て支援拠点施設として、専業主婦家庭やひとり親家庭などを含め、すべての子どもと保護者の支援を行います。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点事業 <p>子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童）を対象に、地域子育て支援センター等を運営し、子育て親子の交流、子育てなどの相談、子育て関連情報の提供、育児講座の開催などを行います。</p> <p>主に保育園等に併設される「センター型」（11か所）と「サブセンター型」（2か所）、公共施設や公民館等を利用して行う「ひろば型」（4か所）の計17か所があります。</p>	家庭児童支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 未就園児クラブ（幼稚園） <p>公立の全幼稚園で、毎月特定の日未就園児と保護者を対象に、遊戯室の開放、おはなし会と保護者の情報交換の機会を提供します。</p>	子ども課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園の開放 <p>公立幼稚園で、未就学児を対象に夏休みに色々な遊びの場を提供するイベントを開きます。</p>	子ども課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ブックスタート <p>4か月児健診の受診者に、読み聞かせの大切さ、おはなし会の紹介、絵本の読み聞かせを一人ひとりに実施し、その絵本をプレゼントします。</p>	図書館	継続

(2) 保育園・幼稚園等における教育・保育の充実

すべての子どもが良質な環境の中で育っていくことができるように、それぞれの家庭や子どもの状況に応じて、教育・保育等を提供していく必要があります。

このため、低年齢児保育、幼稚園の預かり保育など、多様な教育・保育等の充実を図ります。また、保育の質の向上、保育園・幼稚園の連携等を通じて保育環境の充実を図ります。

幼保連携型認定こども園への移行について調査研究します。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の質の向上 教育・保育方法、家庭教育支援、障がい児保育、保育園運営などについて、研修の充実、研究、ノウハウの共有を図り、保育の質の向上に取り組みます。	子ども課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 低年齢児保育（乳児保育） 働き続ける女性の増加を背景に、0～2歳児の定員拡大を図ります。	子ども課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保育 延長保育ニーズに応えるため、11時間を超える延長保育を実施します。長時間にわたる保育が、子どもにとって心身ともに疲労が大きいことに留意して実施します。	子ども課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 預かり保育 公立の全幼稚園で正規の保育時間以外に、保育を希望する人の預かり保育を実施します。	子ども課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日保育 祝日や日曜日の保育ニーズに応えるため、八ツ面、矢田つぼみ保育園の2園で休日保育を実施します。	子ども課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保育 保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合に、保育園で子どもを預かります。	子ども課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 病後児保育 病後で容態が安定した子どもを預かる病後児保育を中野郷保育園で実施します。また、幡豆区域での支援方策について検討します。	子ども課	充実

<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園での食育 園児の手洗い指導、園での野菜づくり、食事づくりへの園児の参加、食だよりの発行、食生活アンケート、保護者への栄養教室などを実施します。 	子ども課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 父親参加の行事 幼稚園において父親参加日等で、子どもたちと一緒に遊ぶ機会をつくり、男性の子育て参加意識の醸成を図ります。 	子ども課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園の連携 保育園・幼稚園全園を対象に、園長が参加する施設長会議、幼保共通カリキュラムの作成、合同研修、人事交流、行事や事業の連携を図ります。 	子ども課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園の園庭芝生化 園庭の芝生化を行い、快適で安全な保育環境を整備します。 	子ども課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園施設の建て替え・長寿命化対策 西野町保育園の建て替えや老朽化した保育施設の大規模改修による長寿命化対策の検討、遊具の修繕等を行います。 	子ども課	充実

(3) 地域住民による育児活動・支援の促進

一人ひとりができることには限界がありますが、仲間と協力すればできるようになることがたくさんあります。しかし、近年では、核家族化と地域コミュニティの希薄化に少子化が加わり、子育ての仲間づくりを支える環境が弱くなっています。

子どもの成長に伴って、親や地域住民が子どもとともに育っていくことの重要性をふまえ、育児サークルや助け合い活動の支援を行います。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児サークルの育成・支援 保護者自身によるサークル活動の働きかけ、活動場所の提供、相談、情報発信の支援などを行います。 	家庭児童支援課	継続

<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児サークルのネットワーク化 子育てサークル協議会、合同学習会など、市内の育児サークルの連携を支援します。 	家庭児童支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児サークルとの連携 子育てセミナーなど親子の健康増進や遊びの機会を提供する育児サークルと話し合いの場を設けるなど、連携を深めます。 	生涯学習課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリー・サポート・センター 依頼・援助相互の会員数の増加に努め、地域における育児支援の充実を図ります。 	家庭児童支援課	充実

(4) 経済的な支援と負担の適正化

市民アンケート調査によると、保護者の子育てに関する経済的な負担感はかなり大きいことがうかがえます。

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、児童手当の支給、保育料の補助等について、国の制度変更に対応しながらその充実を図ります。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産支援金の支給 妊産婦世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる環境を整えることを目的に出産支援金を支給します。 	保険年金課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当の支給 国の制度改正に対応しながら、児童手当を支給します。 	子育て支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立幼稚園保育料等の補助 私立幼稚園の保育料等の一部を負担し、市立・民間の保育料の格差是正と子育て経費の軽減を図ります。 	子ども課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園の給食費無料化 子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てしやすい環境を整えることを目的に、通常保育で保育料とは別に保護者が負担している給食費を無料にします。(市内の私立幼稚園は、公立園と同基準の給食費相当額を補助します。) 	子ども課	継続

(5) 情報提供

行政の子育て支援サービスは以前と比べて、多様になり内容も充実してきています。しかし、その情報が適切に保護者・地域住民・関係者に伝わっていない面があります。

このため、チラシ、子育てマップ、子育て情報誌、ホームページなど様々な媒体を活用したり、こんにちは赤ちゃん訪問で説明するなど、より効果的に伝えることに取り組みます。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none">子育て支援情報の提供 チラシ・子育てマップ・子育て情報誌などを、こんにちは赤ちゃん訪問での配布、各課窓口や保育園・幼稚園等における設置・配布、商業施設等への掲示、ホームページの充実など、子育て情報の提供を図ります。	家庭児童支援課 健康課	継続
<ul style="list-style-type: none">出前講座 行政の子育て支援サービスの説明を希望する市民グループの会合に、担当職員が出向きます。	生涯学習課	継続

3 次代を担う子どもがいきいきと育つ環境づくり

(1) 学校と地域の連携促進

児童・生徒の安全の確保、様々な体験をする機会の提供、放課後の居場所づくりなどから、学校と地域との連携の重要性が一層高まっています。

学校は、保護者や地域住民の信頼に応えるため、学校の教育目標・現状・課題等の情報を公開して、学校評議員会、PTAをはじめ保護者や地域住民とその成果や新たに必要な対応について、話し合う機会の充実を図ります。また、子どもの指導、学校運営の協力、校外における子どもの見守りなど、地域住民と連携して、子どもの健全な成長を支える環境の充実に取り組みます。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員制度の運営支援 地域住民や保護者で構成する学校評議員会を設け、学校運営を向上させ、地域との連携を深めます。 	学校教育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 社会人や地域の人材の学校への活用 全小中学校において、総合的な学習の時間等で、地域の方を講師に招きます。 	学校教育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> PTA等との協働 PTA、社会教育推進委員会、おやじの会など、保護者・学校・地域の連携を進め、地域ぐるみの子育てを進めます。 	学校教育課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ブログ等を通じた学校運営の情報発信 各学校で運営されているブログを通じて、学校の様子を地域に伝え、学校を身近なものにするよう努めます。 	学校教育課	充実
<ul style="list-style-type: none"> サタデープラン 土・日曜日に、スポーツ教室、文化・芸能教室、ボランティア活動など、地域で子どもを育てる活動を支援します。 	学校教育課	継続

(2) 次代の親の育成

少子化・核家族化が進み、児童・生徒が乳幼児と一緒に過ごすことが少なくなり、親の中には赤ちゃんにさわるのは自分の子どもが初めてという人もみられます。また、生活・社会・文化・自然などの様々な体験は学校教育の中だけでは十分ではありません。

このため、児童・生徒の異年齢交流や、乳幼児とふれあう機会を充実します。また、学校、生涯学習、健康、福祉、図書館など様々な部門が連携して体験事業の充実を図ります。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 異年齢児の交流 授業・行事・体験活動等の中で、異なる学年の児童や児童と園児の交流機会の充実を図ります。 	学校教育課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 保育実習の実施 中学校3年生を対象に、子育ての意義や家庭の重要性を学ぶ保育実習を行います。 	学校教育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃんふれあい体験 小中学校、高等学校において、乳幼児とふれあう機会や赤ちゃんの親の体験談を学ぶ機会を提供します。 	学校教育課 健康課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 宅老所における世代間交流の推進 隣接する小学校等から低学年児童・保育園児が宅老所を訪れ、遊んだり、歌ったりする機会をつくります。 	長寿課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 中学生の図書館ボランティア活動の支援 図書館を訪れた幼児に読み聞かせや手遊びなどを行う中学生のボランティア活動を支援します。 	図書館	継続
<ul style="list-style-type: none"> 自然を生かした野外体験活動 「ふるさとワクワク体験塾」を開催し、学習、創作、観察などを通じて、社会・文化・自然を楽しく学ぶことができる体験型講座を開催します。 	生涯学習課	継続

(3) 家庭や地域の教育力向上の支援

保護者同士による子育て活動は、保護者にとって母子の孤立や過度な密着を防ぎ、リフレッシュになり、ささいなことも含めて悩みを分かち合い、情報を交換し、地域と関わりを持ち始める重要な機会です。また、地域には子どもの健やかな成長を願う多くの住民が存在し、様々な活動をしています。

子どもの健やかな育ちを支えるため、子ども会、放課後子ども教室、総合型地域スポーツクラブをはじめ、家庭や地域の教育力向上の支援を行います。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭教育の推進 善悪をわきまえ他人を思いやる心、早寝・早起き・朝ごはんの習慣づけ、あいさつ・返事などのしつけなど、家庭での基礎的な生活習慣の確立や子どものしつけについて啓発を行います。 	学校教育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭教育を推進する親子講座の開催 小中学校、保育園及び幼稚園で家族とふれあい、絆を深める親子講座や、家庭教育の充実を図る講演会の開催を支援します。 	生涯学習課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 託児付や親子で参加できるイベント・講座 ふれあいセンター等での講座において、親子で参加できたり、託児サービスを行うなど、母親の社会参加や生涯学習を支援します。 	生涯学習課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後子ども教室の推進 「寺子屋にしお」を実施し、地域社会が一体となって子どもたちを見守る環境を作り、子どもたちとの交流を深めます。設置数は、平成31年度までに現在の10教室から12教室とすることを目指します。また、放課後児童クラブとの連携を図り、放課後の居場所の確保とともに、豊かな情操を育てる学習や交流活動等の推進に取り組みます。 	生涯学習課	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館、ふれあいセンターの勉強部屋の開放 公民館、ふれあいセンターにおいて、他の利用者の活動に支障のない範囲で、学習の場として部屋を開放します。 	生涯学習課	継続

<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども会・ジュニアリーダーの活動支援 ジュニアリーダーの養成や、子ども会育成者への研修会を実施するとともに、子ども会育成連絡協議会への活動支援と助成を行います。 	生涯学習課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちに対する様々な体験活動を行う団体の支援 子どもたちに様々な体験活動を提供するボーイスカウト、ガールスカウト、少年少女発明クラブ、おやじの会など、社会教育関係団体へ支援を行います。 	生涯学習課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館における子ども向け事業の支援 図書館ボランティアの協力を得るなどにより、おはなし会、人形劇、ビデオ映写などを行います。また、図書館まつりや西尾っ子読書フェスティバル等を通じて、読書の普及啓発を図ります。 	図書館	充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合型地域スポーツクラブの創設・運営支援 地域が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの創設支援、活動支援を行い、中学校区毎に1か所の開設を目指します。 	スポーツ課	充実

(4) いじめなど問題行動の防止と、有害環境対策の推進

いじめ、不登校、校内暴力、少年非行などの問題行動は、学校、家庭、地域が複雑に絡み合っていると考えられます。学校では、指導力の向上や指導体制の充実を図るとともに「学校で教え、家庭でしつけ、地域で育てる」を共通理念として、関係機関との連携を促進し、早期発見と適切な対応に取り組みます。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> いじめの早期発見 各校で定めるいじめ防止基本方針に基づき、スクールカウンセラーの配置やアンケート調査などを通じて、子どものサインの早期発見に学校全体で努めます。 	学校教育課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童・生徒への対応 不登校児童・生徒への学校への復帰を支援するため、学校や適応指導教室における相談、スクールカウンセラーやチアフレンドなどによる各種支援に取り組みます。 	学校教育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 校内暴力行為などの問題行動への対応 教員の指導力の向上はもとより、家庭・地域と情報を共有するとともに、生徒指導アドバイザーを中心としたサポートチームを編成し問題解決に取り組みます。 	学校教育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 社会を明るくする運動「青少年健全育成市民大会」 青少年の健全育成を図るため、学生によるスピーチなどを通じて、地域ぐるみで家庭教育の活性化、非行防止、環境浄化などの活動の充実について啓発を行います。 	生涯学習課 福祉課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 情報教育 児童・生徒、保護者、地域住民も含め、インターネットや携帯電話の安全で適切な利用などについて啓発を行います。 	学校教育課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 性や健康に関する正確な理解の推進 保健・道徳の授業等を通して、体のしくみ・性感染症の理解を深めるとともに、自分の身体を大切にすること、異性を尊重することを学ぶ機会を設けます。また、防煙教室をはじめ喫煙・薬物・飲酒等の健康への影響などについての理解を促進します。 さらに、思春期の子どもたちの「心」と「体」を理解し、大切にするための講演や集会への参加を保護者に呼びかけます。 	学校教育課 健康課	充実

(5) 児童の健全育成

共働きやひとり親家庭が増え、放課後に保護者がいない家庭が増加しています。また、保育園・幼稚園の頃は、保護者が保育士等と接触する機会も多く、相談しやすい環境にありましたが、小学生以上になると機会は限られてきます。

このため、放課後児童クラブの受入れの拡大に取り組むとともに、相談や交流、情報提供の場の充実を図ります。

事業	担当	方向
<p>・ 放課後児童クラブ</p> <p>小学生を対象として、保護者が就労や病気・介護等により昼間家庭にいない子どもに、遊びや生活の場を提供する学童保育を行います。対象を6年生まで拡大すること、保護者の就労の多様化による保育時間の延長、保育料減免制度の導入に取り組むとともに、障害等支援を要する児童に対応するため、環境整備や職員体制、研修等の充実を図ります。また、放課後子ども教室との連携を図るなど、児童が多様な体験や活動を行うことを支援します。</p>	<p>子育て支援課</p>	<p>充実</p>
<p>・ 児童館の運営</p> <p>4か所の児童館の運営を行い、遊び場の提供、遊びの助言指導、親子の交流、子育て情報の交換等を図ります。また、児童館未整備地区において出前児童館の充実を図り、遊びの機会を提供します。</p>	<p>子育て支援課</p>	<p>充実</p>
<p>・ 幼保小連携推進事業</p> <p>園の生活から学校生活への円滑な移行を図るため、学校教員が保育園や幼稚園を訪問したり、園児が学校を訪問したりして、学校生活への期待感や意欲を育みます。</p>	<p>学校教育課 子ども課</p>	<p>継続</p>

4 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待には様々な背景がありますが、保護者の育児経験の少なさ、育児への不安、育児の負担感の大きさ、母子の孤立等を背景に、特別な家庭だけではなく、どこの家庭でも起きる可能性があると考えする必要があります。

保護者の育児不安の解消や子育て仲間との交流を支援するとともに、児童虐待の発生の予防、早期発見・早期対応のしくみづくり、事後のケアの充実など、総合的な支援を講じます。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止の啓発 児童虐待防止のため、講演会、市民だよりなどにより、児童虐待の現状、相談体制、防止施策などの知識を普及し、地域における早期発見や予防など協力を要請します。 	家庭児童支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 育児困難家庭への支援 育児困難家庭の把握、子どもへの虐待が疑われる場合の迅速で適切な対応、児童虐待のリスクのある家庭の支援に取り組みます。 	家庭児童支援課 健康課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の運営 民生委員・主任児童委員、保健・医療・福祉・教育・警察等の各機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、月1回のサポート会議、個別サポート会議などを開催し、関係機関で要保護児童についての情報交換と支援について検討を行います。 	家庭児童支援課	継続

(2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭は子育てと生計の負担がひとりの保護者にかかり、その暮らしが経済面で厳しい状況にある家庭も少なくありません。

このような家庭における親子の暮らしの安定と自立を図るため、子育て・生活、就業、養育費の確保、経済面など、多様な支援に取り組みます。

事業	担当	方向
・ ひとり親家庭の相談 家庭生活支援員を配置し、ひとり親家庭への経済上の相談、就業・住宅・家事等の生活上の相談等を行い、生活の安定と自立を促進します。	家庭児童支援課	継続
・ 就労などの自立支援 母子家庭の母や父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、教育訓練費の一部助成、高等職業訓練促進費を支給します。	家庭児童支援課	充実
・ 経済的な支援 児童扶養手当、遺児手当の支給など、経済的な支援を行います。	子育て支援課	継続
・ 母子家庭等医療費支給事業 ひとり親家庭に、保険診療による医療費の自己負担分を支給します（所得制限があります）。	保険年金課	継続

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもを持つ家庭に対しては、障害者福祉計画をふまえ、それぞれの障がいに応じた医療・療育・教育に取り組み、児童の健全な発達を支え、身近な地域で安心できる生活に向けて支援します。

また、障がいの重度・重複化や、発達障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添いながら切れ目のない支援を図るために、支援体制の充実、指導方法の研究、指導者の育成に取り組みます。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 療育の充実に向けた広域連携 西三河の近隣7市の連絡会議において、療育機能の充実に向けた情報共有や職員研修を行います。 	家庭児童支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 西尾市療育センター（ポップ教室） 心身に発達の遅れがあると思われる児童に療育指導を行い、保護者を対象に療育グループの育成、療育相談及び講話などを実施します。 	家庭児童支援課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センター白ばら園 児童発達支援センター白ばら園は、ことばや運動面の遅れ・情緒面・人との関わりなど、発達上の心配や課題のある就学前児童をバスで送迎し、療育を受ける機会を提供します。また、保護者からの相談に応じる相談支援事業や、保育園・幼稚園を巡回するなど地域支援の充実を図ります。 	子ども課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 障がい児保育 障がい児担当保育士の配置と研修の充実、保育園や幼稚園での障がい児保育を通じて、よりきめ細やかな保育に取り組みます。 	子ども課	充実
<ul style="list-style-type: none"> こども発達支援事業 医療機関との連携により矢田つぼみ保育園において療育活動を実施することで、障がいを持つ児童の心身の発達を促すとともに、保護者の子育てと就労等との両立を支援します。 	子ども課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育 発達障がいを含めた障がいのある児童生徒に、一人ひとりにあった教育に取り組むために、職員研修や指導手法の研究、特別支援教育補助者の配置などを図ります。 	学校教育課	充実

<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別児童扶養手当の支給 20歳未満の重度知的障がい児並びに重度の身体障がい児の保護者に手当を支給します。 	子育て支援課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者医療費支給事業 障害者手帳1～3級、自閉症状群、療育手帳A・B判定などの障がい者に、保険診療による医療費の自己負担分を支給します。 	保険年金課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者医療費支給事業 精神障がいの状況により保険診療による医療費の自己負担分の2分の1もしくは状況により全額を支給します。 	保険年金課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育医療給付事業 未熟児で、入院養育が必要であると医師が認めた場合に医療費の一部を支給します。 	保険年金課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療費公費負担（精神通院）等事業 自立支援医療費公費負担（精神通院）や精神障害者保健福祉手帳の申請手続業務を行います。また、精神障がい者への相談を実施します。 	福祉課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者扶助料の支給 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方に支給します。 	福祉課	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援事業 障がい児の居宅生活を容易にするために、補装具の交付、修理及び日常生活用具を給付します。また、ヘルパーの派遣や施設への短期入所等の利用（原則1割負担）ができます。 	福祉課	継続

(4) 多文化子育て支援・多文化教育の推進

文化的・言語的な背景が異なる、多文化な子育て環境を有する外国人育児家庭が定住化する日本の地域社会や保育園、学校等において、安心して子育て・子育てができるための自立的支援として、子育て・教育関係の情報提供、日本語学習の支援、就学準備などの教育支援を実施します。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 通訳者・多文化コーディネーター・ソーシャルワーカーの配置・派遣 <p>外国にルーツを持つ子どもやその保護者との意思疎通を円滑に図るため、市役所の窓口、保育園、学校等に通訳者やコーディネーター・ソーシャルワーカーを配置・派遣し、母国語での通訳・翻訳による情報提供や生活・育児相談など多方面との連携をとり、解決が図られるような体制づくりを進めます。</p>	地域支援 協働課 子ども課 学校教育課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 外国にルーツを持つ子どもに対する教育支援 <p>外国人児童生徒教育指導アドバイザーの学校への派遣、早期適応教室として児童への日本語や学校生活に関する集中的な指導、不就学・不就園の子どもへの就学支援、就学前児童に対する初期指導（プレスクール）など、外国にルーツを持つ子どもに対する教育・学習支援を多角的に進めます。</p>	学校教育課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 外国にルーツを持つ育児家庭に対する子育て支援 <p>日本の地域社会で自立できるように、保護者に対する日本語教室の開催や、就学説明会、育児相談を行います。また、国際交流協会を通じて学習ボランティアを支援します。</p>	地域支援 協働課 学校教育課	継続

5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

(1) 安全・安心なまちづくり

子どもが暴力を受けたり、犯罪に巻き込まれたり、交通事故に遭うことがない安全・安心なまちをつくるため、市民・警察・学校・行政等が連携して、防犯や交通安全の啓発、自主防犯活動の支援、道路・公園等の環境整備等に取り組みます。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 防犯関係組織との連携 西尾防犯連絡協議会と連携を密にして、市民・警察・行政が三位一体となって犯罪の未然防止に努めます。 	危機管理課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室 西尾警察署、自動車学校の協力を得て、小中学校・保育園・幼稚園等で交通安全教室を開催し、講話・自転車の正しい乗り方・信号交差点の渡り方等を指導します。 	危機管理課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 通学路・歩道の整備 道路新設改良事業に合わせて整備していきます。歩行の支障のないよう維持管理に努めます。 	土木課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 防犯対策 保育園、幼稚園、学校等で、不審者対策として、学校安全ボランティアをはじめ地域住民との連携、情報の共有、設備の充実等に取り組みます。また、中学3年生を対象にワイヤーロックを配布するなど、子ども自身の防犯意識の向上に努めます。 	子ども課 学校教育課 危機管理課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 不審者メールの運営 地域の力を活用し、地域でみかけた不審者を市民に周知するためのメール送受信システムを運営します。 	学校教育課	継続

(2) 子どもの遊び場の充実

核家族化、賃貸住宅の増加、まちの都市化などを背景に、子どもの遊び場に悩む保護者が増えてきています。本市には都市公園、児童遊園、ちびっ子広場などがある程度整備されていますが、あまり利用されていなかったり、知られていない公園も見受けられます。

このため、地域住民や利用者との協働により既存の公園を有効活用するとともに、宅地化の進展に合わせて公園の整備を行います。また、既存施設の建て替え等に合わせて室内の子どもの遊び場・親子の居場所の充実に取り組みます。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 公園整備事業 子育て世代からニーズの高い近隣公園・街区公園を中心に都市公園を整備します。	公園緑地課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 都市公園等の維持管理 だれもが安全に楽しく使いやすい都市公園・都市緑地の維持管理を行います。また、地域住民との協働による維持管理の公園数を拡大します。	公園緑地課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 児童遊園・ちびっ子広場の整備・維持管理 遊具の安全点検を実施し、適切な維持管理を行います。また、地元の要望に沿って身近な遊び場の充実を図ります。	公園緑地課 子育て支援課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 愛知こどもの国の利用促進 愛知県や指定管理者、各種団体と愛知こどもの国大学をはじめとする各種イベントを協働で企画し、子どもたちに様々な体験等ができる機会を提供し、児童の健全育成の推進を図るとともに、こどもの国の利用促進を図ります。	地域支援協働課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 親子で利用できる屋内空間の提供 児童館、子育て支援センターなど、親子で利用できる場を提供します。公立施設の建替や改修に伴い、屋内の子ども居場所づくりを検討します。	子育て支援課 家庭児童支援課 建築課 資産経営課	継続

(3) 良好な生活環境の整備

市営住宅の建て替え時において、子育てを担う若い世代がゆとりある住宅に入居できるように配慮するとともに、障がい児、子どもや乳幼児連れの保護者のことも想定して、公共空間のバリアフリー化や多様な人の利用を想定した設備の導入に取り組みます。また、民間住宅についても、子育て世帯に適した住宅整備の啓発に取り組みます。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none">・ 市営住宅整備等事業 民間活力を取り入れ、子育て世帯の定住化に向けた住宅供給に取り組みます。 民間住宅のリフォームなどについて、相談やアドバイスを通して、愛知県の「子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン」等の情報を提供するなど、子育てしやすい住宅整備の啓発を行います。	建築課	充実
<ul style="list-style-type: none">・ 公共空間・設備のバリアフリー化の推進 多機能トイレ、授乳やおむつ替えの場所、幅の広い道路、段差の解消など、公共空間・設備において改築等の際にバリアフリー化を図ります。	建築課 都市計画課	継続
<ul style="list-style-type: none">・ 保育園・幼稚園・学校等のバリアフリー化の推進 保育園・幼稚園、小中学校の改築等の際に、施設・設備のバリアフリー化を進めます。	子ども課 教育庶務課	充実

(4) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

保護者の性別にとらわれず、子どもは家族みんなで育てることの重要性を啓発します。また、多様な働き方ができる職場づくりについて、市民や企業等に啓発や働きかけを行い、家庭生活と職業生活の両立しやすい環境づくりを促進します。

事業	担当	方向
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画講座 市内の男女共同参画ネットワーク団体等と連携しながら、ワークライフバランス、子育てなどに関する男女共同参画講座を開設し、性別による固定的な役割分担意識の是正等を図ります。 	地域支援 協働課	充実
<ul style="list-style-type: none"> 育児休業・短時間勤務制度の定着・促進 商工会議所等関係機関・団体と連携し、リーフレット、講演会等を通じて育児休業制度のPRと定着を図ります。 	商工観光課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 多様な働き方の啓発 勤務時間の短縮・弾力化、再雇用制度、ファミリー・フレンドリー企業など、多様な働き方に関する啓発を行います。 	商工観光課	継続
<ul style="list-style-type: none"> 一般事業主次世代育成行動計画の促進 企業等が策定する次世代育成行動計画の推進を図るため、情報提供、行政との連携等に取り組みます。 	商工観光課	継続

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市内の様々な関係機関の連携を図る必要があるため、「子ども・子育て会議」を設け、進捗上の確認や推進に向けた意見交換を行います。会議の事務局は子育て支援課に設置し、本計画の進捗状況のとりまとめを毎年実施し、公表します。

2 幼児期の教育・保育、地域子ども子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法では、各市町村で「教育・保育提供区域」を設定し、幼児期の教育・保育、地域子ども子育て支援事業について、毎年度の「量の見込み」、それに対応する「確保の内容」と「実施時期」について定めることとされています。

(1) 基本的な設定について

ア 区域

地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の状況を総合的に勘案して、次の3区域と設定しました。

区域名	対象中学校区
北部	西尾中、鶴城中、東部中
南部	平坂中、寺津中、福地中
幡豆	一色中、佐久島中、吉良中、幡豆中

イ 対象の事業について

事業計画の対象は、次のとおりです。

○幼児期の教育・保育

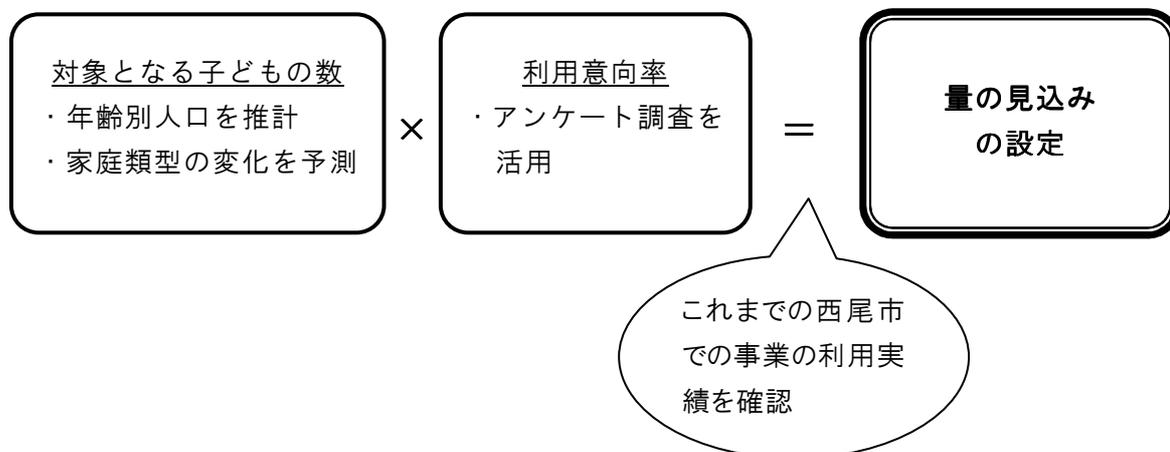
事業名（国）	事業名（西尾市）
教育・保育	保育園、幼稚園、認可外保育

○地域子ども・子育て支援事業

事業名（国）	事業名（西尾市）
時間外保育事業	延長保育
放課後児童健全育成事業	児童クラブ
一時預かり事業	一時保育（保育園）、預かり保育（幼稚園）
病児保育事業	病後児保育
子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業（ショートステイ）
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター、サブセンター、ひろば
利用者支援に関する事業	利用者支援事業
養育支援訪問事業	養育支援家庭訪問
乳幼児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問
妊婦健康診査	妊婦健康診査

ウ 量の見込みについて

量の見込みは、基本的に「対象となる子どもの数」に「利用意向率」を乗じ、これまでの「西尾市での利用実績」をふまえて算出しています。



エ 人口推計について

親世代の人口減少から、子どもの数は就学前児童から徐々に減少していく見込みです。

○全市

(人)

	平成 27	28	29	30	31
0歳	1,408	1,386	1,357	1,334	1,305
1歳	1,510	1,481	1,457	1,427	1,403
2歳	1,572	1,541	1,512	1,488	1,457
3歳	1,643	1,599	1,567	1,538	1,514
4歳	1,693	1,665	1,620	1,588	1,558
5歳	1,645	1,713	1,684	1,639	1,606
6歳	1,767	1,659	1,729	1,699	1,654
7歳	1,732	1,769	1,661	1,731	1,701
8歳	1,697	1,728	1,764	1,657	1,727
9歳	1,582	1,707	1,738	1,775	1,667
10歳	1,686	1,588	1,713	1,744	1,781
11歳	1,641	1,684	1,586	1,711	1,742

○北部

(人)

	平成 27	28	29	30	31
0歳	621	613	599	588	575
1歳	649	636	627	614	602
2歳	655	645	633	624	610
3歳	670	660	649	637	628
4歳	722	666	656	645	632
5歳	672	734	676	667	655
6歳	735	674	738	678	669
7歳	729	733	672	736	676
8歳	704	727	730	670	734
9歳	646	711	734	737	676
10歳	708	648	713	735	739
11歳	667	707	646	712	734

○南部

(人)

	平成 27	28	29	30	31
0歳	389	389	385	381	378
1歳	425	422	422	417	413
2歳	450	447	444	444	439
3歳	462	463	461	458	458
4歳	459	477	478	476	473
5歳	448	463	481	482	480
6歳	487	455	471	489	491
7歳	443	491	459	475	493
8歳	446	445	493	461	477
9歳	430	449	448	497	465
10歳	409	432	451	450	499
11歳	421	413	436	455	454

○幡豆

(人)

	平成 27	28	29	30	31
0歳	398	384	373	365	352
1歳	436	423	408	396	388
2歳	467	449	435	420	408
3歳	511	476	457	443	428
4歳	512	522	486	467	453
5歳	525	516	527	490	471
6歳	545	530	520	532	494
7歳	560	545	530	520	532
8歳	547	556	541	526	516
9歳	506	547	556	541	526
10歳	569	508	549	559	543
11歳	553	564	504	544	554

オ 家庭類型の変化の想定

家庭類型は、国の指針をふまえて算定しています。0～2歳児の保護者については、就労の下限時間を120時間に設定しています。

○全市

家庭類型	現状			希望		
	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
ひとり親	3.1%	4.5%	6.2%	3.1%	4.5%	6.2%
フルタイム×フルタイム	31.5%	25.4%	23.0%	34.6%	28.4%	25.8%
フルタイムパートタイム×	4.6%	8.4%	39.7%	5.2%	10.8%	41.3%
フルタイム×パートタイム(短時間等)	12.7%	17.3%	7.3%	18.5%	23.2%	10.0%
専業主婦	47.5%	44.1%	23.3%	38.3%	32.9%	16.5%
他	0.6%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%

○北部

家庭類型	現状			希望		
	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
ひとり親	2.0%	4.8%	7.1%	2.0%	4.8%	7.1%
フルタイム×フルタイム	32.2%	26.4%	23.0%	36.2%	30.1%	25.0%
フルタイムパートタイム×	4.7%	7.2%	39.5%	4.0%	9.2%	40.2%
フルタイム×パートタイム(短時間等)	14.1%	22.3%	8.6%	20.1%	28.1%	11.8%
専業主婦	46.3%	39.4%	21.3%	37.6%	27.7%	15.4%
他	0.7%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.5%

○南部

家庭類型	現状			希望		
	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
ひとり親	2.5%	3.8%	4.7%	2.5%	3.8%	4.7%
フルタイム×フルタイム	31.6%	30.6%	24.9%	34.2%	31.9%	26.8%
フルタイムパートタイム×	2.5%	8.8%	36.6%	3.8%	13.8%	40.4%
フルタイム×パートタイム(短時間等)	10.1%	7.5%	6.6%	15.2%	13.1%	9.9%
専業主婦	53.2%	49.4%	26.8%	44.3%	37.5%	18.3%
他	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%

○幡豆

家庭類型	現状			希望		
	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
ひとり親	5.4%	4.3%	5.9%	5.4%	4.3%	5.9%
フルタイム×フルタイム	31.2%	19.6%	21.5%	33.3%	23.0%	26.1%
フルタイムパートタイム×	6.5%	10.0%	42.6%	8.6%	11.0%	43.6%
フルタイム×パートタイム(短時間等)	11.8%	18.2%	6.3%	18.3%	24.4%	7.9%
専業主婦	44.1%	46.9%	23.4%	33.3%	36.8%	16.5%
他	1.1%	1.1%	0.3%	1.1%	0.5%	0.0%

(2) 幼児期の教育・保育

①幼稚園（1号認定、2号認定のうち教育ニーズ）

【量の見込み】

・1号認定 (人)

	平成 27	28	29	30	31
全市	1,296	1,295	1,268	1,240	1,217
北部	550	548	527	518	509
南部	376	386	391	389	387
幡豆	370	361	350	333	321

・2号認定（教育ニーズ） (人)

	平成 27	28	29	30	31
全市	259	259	253	248	243
北部	110	110	105	104	101
南部	83	85	86	85	85
幡豆	66	64	62	59	57

【確保の内容】（1号認定と2号認定（教育ニーズ）の合計） (人)

	平成 27	28	29	30	31
全市	1,291	1,296	1,271	1,250	1,230
北部	660	658	632	622	610
南部	459	471	477	474	472
幡豆	172 (264)	167 (258)	162 (250)	154 (238)	148 (230)

* () は保育園私的契約、全市は私的契約を除きます。

【確保方策】

- ・当面、市内外の幼稚園、公立保育園の私的契約で対応します。
- ・市内の幼稚園の認可定員は1,391人で北部924人（4園）、南部267人（1園）、幡豆200人（1園）です。
- ・南部は、北部や幡豆の幼稚園の利用も想定します。幡豆の東部地域は市内の各幼稚園からやや遠方になるため、公立保育園の私的契約枠を300人程度、設定します。

②保育園等（3～5歳児）

【量の見込み】

（人）

	平成 27	28	29	30	31
全市	3,890	3,924	3,854	3,813	3,769
北部	1,525	1,549	1,503	1,507	1,499
南部	1,000	1,039	1,054	1,071	1,076
幡豆	1,101	1,078	1,047	997	964
()は私的契約	(264)	(258)	(250)	(238)	(230)

* () は保育園私的契約、全市は私的契約を含みます。

（参考）推計値

	平成 27	28	29	30	31
全市	3,383	3,380	3,308	3,236	3,177
北部	1,379	1,377	1,325	1,304	1,282
南部	903	925	936	935	931
幡豆	1,101	1,078	1,047	997	964

【確保の内容】

（人）

	平成 27	28	29	30	31
全市	3,890	3,924	3,854	3,813	3,769
北部	1,525	1,549	1,503	1,507	1,499
南部	1,000	1,039	1,054	1,071	1,076
幡豆	1,101	1,078	1,047	997	964
	(264)	(258)	(250)	(238)	(230)

【確保方策】

- ・北部 12 園、南部 8 園、幡豆 16 園の計 36 園で確保します。
- ・南部の保育園について老朽化に伴う大規模改修などにより、定員の増加を検討します。
- ・実績より、認可外保育施設を 15 人程度利用することが見込まれます。

③保育園等（0歳児）

【量の見込み】 (人)

	平成 27	28	29	30	31
全市	135	140	144	148	151
北部	78	81	83	85	87
南部	39	41	42	43	44
幡豆	18	18	19	20	20

【確保の内容】 (人)

	平成 27	28	29	30	31
全市	135	140	144	148	151
北部	78	81	83	85	87
南部	39	41	42	43	44
幡豆	18	18	19	20	20

【確保方策】

- ・北部 12 園、南部 5 園、幡豆 6 園の計 23 園で対応します。
- ・実績より、認可外保育施設を 15 人程度利用することが見込まれます。

④保育園等（1・2歳児）

【量の見込み】

（人）

	平成 27	28	29	30	31
全市	910	922	936	948	956
北部	378	383	389	394	397
南部	299	307	315	322	328
幡豆	233	232	232	232	231

【確保の内容】

（人）

	平成 27	28	29	30	31
全市	910	922	936	948	956
北部	378	383	389	394	397
南部	299	307	315	322	328
幡豆	233	232	232	232	231

【確保方策】

- ・北部 12 園、南部 6 園、幡豆 11 園の計 29 園で対応します。
- ・実績より、認可外保育施設を 130 人程度利用することが見込まれます。
- ・南部での量の見込みが定員を超えることに伴い、乳児保育の充実を図るために、西野町保育園の建て替えや、入園児数が 60 人を下回る園の乳児園化などを検討します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

①延長保育

通常の保育時間外に保育を実施します。量の見込みは、11時間を超えて利用を希望する人数で推計しています。

【量の見込み】 (人)

	平成 27	28	29	30	31
全市	140	140	140	140	140
北部	60	60	60	60	60
南部	40	40	40	40	40
幡豆	40	40	40	40	40

【確保の内容】 (人)

	平成 27	28	29	30	31
全市	140	140	140	140	140
北部	60	60	60	60	60
南部	40	40	40	40	40
幡豆	40	40	40	40	40

【確保方策】

- ・北部 6 園、南部 4 園、幡豆 3 園の計 13 園で対応します。

②児童クラブ

保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の余裕教室の活用や専用室の設置によって、遊びと生活の場を提供します。

○低学年

【量の見込み】 (人)

	平成 27	28	29	30	31
全市	775	769	769	759	758
北部	387	381	377	372	373
南部	179	181	183	186	190
幡豆	209	207	209	201	195

【確保の内容】 (人)

	平成 27	28	29	30	31
全市	775	769	769	759	758
北部	387	381	377	372	373
南部	179	181	183	186	190
幡豆	209	207	209	201	195

○高学年

【量の見込み】 (人)

	平成 27	28	29	30	31
全市	210	213	215	224	222
北部	85	86	87	91	90
南部	53	55	57	60	60
幡豆	72	72	71	73	72

【確保の内容】

(人)

	平成 27	28	29	30	31
全市	106 (-104)	179 (-34)	215	224	222
北部	43 (-42)	72 (-14)	87	91	90
南部	27 (-26)	47 (-8)	57	60	60
幡豆	36 (-36)	60 (-12)	71	73	72

* () 内は不足量

【確保方策】

- ・北部 8 校区 10 クラブ（民間 1 か所を含む）、南部 6 校区 6 クラブ、幡豆 11 校区 11 クラブで対応します。現況で各区域の受入れ可能人数は、量の見込みを上回っており、対応が可能です。
- ・各学校単位での児童クラブの定員では、一部余裕のない所もあり、利用申請状況に応じて、学校内の余裕教室の活用、校内や隣接地でのクラブ室の増設などを図ります。
- ・居住環境の改善を図るため、施設の老朽化や移転等により新たに設置する場合は、できるだけ余裕のある面積を確保します。
- ・受入れ学年の拡大は、支援員の人数確保や高学年に対応する際の様々な課題を検証する必要があることから、初年度は 4 年生とし、次年度以降、1 学年ずつ拡大を検討します（平成 27 年度に 4 年生、28 年度に 5 年生、29 年度に 6 年生を受入れ開始）。
- ・長期休業等の短期利用による一時的な増加については、学校内の余裕教室などの活用を図り、対応します。

③一時保育

一時保育として、保護者の就労、出産・介護・傷病、リフレッシュなどに対応するため、保育園で一時的に保育します。預かり保育として、幼稚園で通常の保育時間外に保育を実施します。

○一時保育

【量の見込み】

(人日)

	平成 27	28	29	30	31
全市	11,713	11,551	11,328	11,115	10,900
北部	5,055	4,993	4,878	4,795	4,700
南部	3,100	3,108	3,105	3,087	3,063
幡豆	3,558	3,450	3,345	3,233	3,137

【確保の内容】

(人日)

	平成 27	28	29	30	31
全市	11,713	11,551	11,328	11,115	10,900
北部	5,055	4,993	4,878	4,795	4,700
南部	3,100	3,108	3,105	3,087	3,063
幡豆	3,558	3,450	3,345	3,233	3,137

【確保方策】

- ・北部 3 園、南部 1 園、幡豆 3 園の計 7 園で実施します。南部で確保量が不足しますが、住んでいる区域にかかわらず利用することができるため、北部・幡豆の園で対応します。また、利用状況に応じて実施園の拡大を検討します。

○幼稚園の預かり保育

【量の見込み】

(人日)

	平成 27	28	29	30	31
全市	21,753	21,736	21,273	20,811	20,431
北部	8,828	8,800	8,453	8,309	8,158
南部	6,536	6,693	6,767	6,743	6,717
幡豆	6,389	6,243	6,053	5,759	5,556

【確保の内容】

(人日)

	平成 27	28	29	30	31
全市	21,753	21,736	21,273	20,811	20,431
北部	8,828	8,800	8,453	8,309	8,158
南部	6,536	6,693	6,767	6,743	6,717
幡豆	6,389	6,243	6,053	5,759	5,556

【確保方策】

- ・公立幼稚園 3 園、私立幼稚園 3 園で実施します。

④病後児保育

病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、保育園等に付設されたスペースで預かります。

【量の見込み】

(人日)

	平成 27	28	29	30	31
全市	1,047	1,038	1,017	997	978
北部	444	440	427	420	412
南部	293	297	298	296	294
幡豆	310	301	292	281	272

【確保の内容】

(人日)

	平成 27	28	29	30	31
全市	737 (-310)	737 (-301)	725 (-292)	716 (-281)	978
北部	444	440	427	420	412
南部	293	297	298	296	294
幡豆	0 (-310)	0 (-301)	0 (-292)	0 (-281)	272

* () 内は不足量

【確保方策】

- ・引き続き、北部の中野郷保育園で実施します。
- ・全保育園で、体調がすぐれない園児について、体調を丁寧に観察したり、別室で静養するなど、保育の継続に努めます。
- ・低年齢児が多い保育園や病後児保育から遠方の幡豆区域の保育園に看護師の配置を予定しています。
- ・平成 25 年度の利用者数は延 41 人とどまっており、延 100 人を越えた時点で、幡豆区域への実施を検討します。

⑤ファミリー・サポート・センター

地域の中で、「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いが出来る人（援助会員）」が会員となり、会員同士で子育ての相互援助活動を有償で行います。

【量の見込み】 (人日)

	平成 27	28	29	30	31
全市	570	576	582	600	596
北部	276	281	284	293	289
南部	141	144	149	155	157
幡豆	153	151	149	152	150

【確保の内容】 (人日)

	平成 27	28	29	30	31
全市	570	576	582	600	596
北部	276	281	284	293	289
南部	141	144	149	155	157
幡豆	153	151	149	152	150

【確保方策】

- ・会員数は平成 26 年 10 月 1 日時点で、依頼会員 625 人、援助会員 105 人、依頼・援助会員 145 人の計 875 人（北部 422 人、南部 218 人、幡豆 206 人、その他 29 人）です。会員数の増加に取り組みます。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て中の家庭で、保護者が入院や出産、育児疲れ等の理由で家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に一定の期間、施設で預かります。

【量の見込み】（※該当者が少ないため、区域は設定しません） (人日)

	平成 27	28	29	30	31
全市	7	7	7	7	7

【確保の内容】 (人日)

	平成 27	28	29	30	31
全市	7	7	7	7	7

【確保方策】

- ・提携している7施設で対応します。

⑦子育て支援センター、サブセンター、ひろば

子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）を対象に、子育て親子の交流、子育てなどの相談、子育て関連情報の提供、育児講座の開催等を行います。

【量の見込み】

(人日)

	平成 27	28	29	30	31
全市	84,154	82,617	81,080	79,637	78,062
北部	35,458	34,886	34,240	33,631	32,910
南部	24,111	23,997	23,863	23,691	23,462
幡豆	24,585	23,734	22,977	22,315	21,690

【確保の内容】

(人日)

	平成 27	28	29	30	31
全市	84,154	82,617	81,080	79,637	78,062
北部	35,458	34,886	34,240	33,631	32,910
南部	24,111	23,997	23,863	23,691	23,462
幡豆	24,585	23,734	22,977	22,315	21,690

【確保方策】

- ・北部は、子育て支援センター7か所、サブセンター2か所、ひろば1か所、計10か所で確保します。また、児童館1か所も利用できます。
- ・南部は、子育て支援センター3か所、ひろば1か所、計4か所で確保します。
- ・幡豆は、子育て支援センター1か所、ひろば2か所、計3か所で確保します。また、児童館3か所も利用できます。
- ・なお、住んでいる区域にかかわらず、どの施設でも利用することができます。

⑧利用者支援事業

保護者等に、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【量の見込み】

(か所)

	平成 27	28	29	30	31
全市	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)
北部	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)
南部	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
幡豆	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)

【確保の内容】

(か所)

	平成 27	28	29	30	31
全市	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)
北部	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)
南部	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
幡豆	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)

【確保方策】

- ・子育て支援センター、サブセンター、ひろばで相談・助言等を随時行います。利用者支援事業としての専任職員の配置については、新制度における保護者の相談内容、本事業と子育て支援センター事業の機能分担と連携の研究、近隣市町の状況等をふまえて検討します。

⑨養育支援家庭訪問

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

【量の見込み】（※該当者が少ないため、区域は設定しません） (件)

	平成 27	28	29	30	31
全市	20	20	20	20	20

【確保の内容】 (件)

	平成 27	28	29	30	31
全市	20	20	20	20	20

【確保方策】

- ・要保護児童対策地域協議会と連携しながら、家庭児童支援課と健康課で対応します。

⑩こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭に、赤ちゃん訪問員（保育士、助産師、看護師、保健師）が育児情報の紹介、案内を持って全戸訪問します。

【量の見込み】 (人)

	平成 27	28	29	30	31
全市	1,408	1,386	1,357	1,334	1,305
北部	621	613	599	588	575
南部	389	389	385	381	378
幡豆	398	384	373	365	352

【確保の内容】 (人)

	平成 27	28	29	30	31
全市	1,408	1,386	1,357	1,334	1,305
北部	621	613	599	588	575
南部	389	389	385	381	378
幡豆	398	384	373	365	352

【確保方策】

- ・引き続き、健康課で対応します。

①妊婦健康診査

母子健康手帳発行時に、妊産婦健康診査の受診票をお渡しします。県内の医療機関で受診できます。

【量の見込み】

(人)

	平成 27	28	29	30	31
全市	1,408	1,386	1,357	1,334	1,305
北部	621	613	599	588	575
南部	389	389	385	381	378
幡豆	398	384	373	365	352

【確保の内容】

(人)

	平成 27	28	29	30	31
全市	1,408	1,386	1,357	1,334	1,305
北部	621	613	599	588	575
南部	389	389	385	381	378
幡豆	398	384	373	365	352

【確保方策】

- ・引き続き、県内の医療機関で実施します。

(4) 推進上の留意点

①教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

保育園・幼稚園全園の園長が参加する施設長会議、幼保共通カリキュラムの活用、職員の合同研修や人事交流、行事や事業の連携を行い、すべての子どもに良質な教育・保育を提供できるように努めます。

また、発達等が気になる子どもについて保健センター、保育園・幼稚園、小学校などの連携を図り、途切れのない支援に取り組みます。

制度の動向・園児数・施設環境・職員の確保を見極めながら、幼保連携型認定こども園の移行について調査研究します。

②育児休業後の教育・保育事業の円滑な利用について

母子手帳の交付、出生届、こんにちは赤ちゃん訪問、各種健診の際に、本市の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業などの情報提供や相談に応じます。

育児休業満了時に保育園等が確実に利用できるように、低年齢児の保育量の確保を図るとともに、育児休業からの職場復帰の3か月前から入園予約を受け付けます。

③県との連携

児童虐待防止対策、母子家庭・父子家庭の自立支援、障害児施策など、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する施策について、愛知県が行う施策との連携を図ります。

3 主要事業

1 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

事業	方向	平成 31 年度目標（取り組む内容）
妊婦歯科健康診査	充実	・妊婦の歯科健康診査の受診率向上
こんにちは赤ちゃん訪問、妊産婦家庭訪問、乳幼児家庭訪問	継続	・対象者全員の状況確認 ・子育て支援情報の提供
健康診査	継続	・未受診者の状況把握
歯科健診、フッ化物洗口	充実	・2歳6か月歯科健康診査受診率の向上 ・保育園等でフッ化物洗口の実施
食生活に関する啓発の推進	充実	・離乳食から普通食への移行の支援 ・マタニティクラス、親子料理教室の実施
育児支援家庭訪問事業	充実	・出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対し育児や家事の援助
乳幼児の病気、事故等の予防啓発	充実	・母子健康教育の中で実施
子ども医療費支給事業	継続	・中学3年生までの子どもの保険診療による医療費の自己負担分（食費の自己負担分を除く）を支給

2 地域における乳幼児の子育て支援の推進

事業	方向	平成 31 年度目標（取り組む内容）
保育の質の向上	充実	・保育士研修の充実 ・第三者評価受審の推進
低年齢児保育（乳児保育）	充実	・0～2歳児の定員拡大
延長保育	充実	・延長保育ニーズに応えるため、11時間を超える延長保育を実施
預かり保育	充実	・公立の全幼稚園で預かり保育を実施
病後児保育	充実	・利用しやすい環境づくりの推進
保育園・幼稚園の連携	充実	・保育園・幼稚園全園を対象に施設長会議の開催 幼保共通カリキュラムの活用 合同研修、人事交流
保育園・幼稚園の園庭芝生化	充実	・園庭芝生化の推進

保育園・幼稚園施設の建て替え・長寿命化対策	充実	・西野町保育園の建て替えの検討 ・平坂、福地南部保育園の大規模改修による長寿命化対策の検討
ファミリー・サポート・センター	充実	・依頼・援助・相互の会員数の増加
保育園・幼稚園の給食費無料化	継続	・給食費無料化の継続
子育て支援情報の提供	継続	・子育て情報誌の更新 ・ホームページの随時更新

3 次代を担う子どもがいきいきと育つ環境づくり

事業	方向	平成31年度目標（取り組む内容）
P T A等との協働	充実	・P T A、社会教育推進委員会、おやじの会などの活動促進
ブログ等を通じた学校運営の情報発信	充実	・全小中学校でブログ等による情報発信
異年齢児の交流	充実	・授業や体験活動等の中で異年齢交流の機会の充実
託児付や親子で参加できるイベント・講座	充実	・ふれあいセンターでの親子向け講座 ・託児サービスの実施
放課後子ども教室の推進	充実	・設置件数の増加 10 教室→12 教室 ・放課後児童クラブとの連携
図書館における子ども向け事業の支援	充実	・おはなし会、人形劇、ビデオ映写 ・西尾っ子読書フェスティバル
総合型地域スポーツクラブの創設・運営支援	充実	・総合型地域スポーツクラブの創設支援
いじめの早期発見	充実	・スクールカウンセラーの配置 ・定期的なアンケート調査の実施
情報教育	充実	・啓発事業の実施
性や健康に関する正確な理解の推進	充実	・保健・道徳の授業等を通して、体のしくみ・性感染症の理解を深める ・防煙教室
放課後児童クラブ	充実	・対象学年を6年生まで拡大 ・保育料減免制度の導入
児童館の運営	充実	・4か所の児童館の運営 ・出前児童館の実施

4 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

事業	方向	平成 31 年度目標（取り組む内容）
育児困難家庭への支援	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児困難家庭の把握 ・ 子どもへの虐待が疑われる場合の迅速で適切な対応 ・ 児童虐待のある家庭の支援
要保護児童対策地域協議会の運営	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者会議 年 1 回 ・ サポート会議 月 1 回
就労などの自立支援	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子・父子自立支援員による相談
西尾市療育センター（ポップ教室）	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療育グループの育成 ・ 療育センターの増設
児童発達支援センター白ばら園	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業の充実 ・ 保育園・幼稚園への巡回の充実
障がい児保育	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児担当保育士の配置と研修の充実 ・ 保育園での障がい児保育
こども発達支援事業	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関と連携した療育活動（矢田つぼみ保育園）
特別支援教育	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修や指導手法の研究 ・ 特別支援教育補助者の配置
通訳者・多文化コーディネーター・ソーシャルワーカーの配置・派遣	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通訳者やコーディネーター・ソーシャルワーカーを配置・派遣

5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

事業	方向	平成 31 年度目標（取り組む内容）
防犯対策	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校安全ボランティアの支援 ・ ワイヤロック配布（中学 3 年生）
公園整備事業	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣公園・街区公園の整備
都市公園等の維持管理	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園・都市緑地の維持管理 ・ 地域住民との協働による維持管理の公園数を拡大
児童遊園・ちびっ子広場の整備・維持管理	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の要望に沿って整備
市営住宅整備等事業	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯の定住化に向けた住宅供給
保育園・幼稚園・学校等のバリアフリー化の推進	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園、小中学校の改築等の際に、施設・設備をバリアフリー化
男女共同参画講座	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークライフバランス、子育てなどの講座の開催